【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成22年２月25日
【発行者名】	ピクテ投信投資顧問株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 ギャビン・シャープ
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内二丁目２番１号
【事務連絡者氏名】	佐藤 直紀
【電話番号】	03-3212-3411
【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】	ピクテ・ユーロ最高格付国債インカム・ファンド(ＳＭＡ専用)
【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券の金額】	5,000億円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【証券情報】

(1)【ファンドの名称】

ピクテ・ユーロ最高格付国債インカム・ファンド(ＳＭＡ専用)(以下「ファンド」といいます。)

(2)【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託受益権
ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律(以下「社振法」といいます。)の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後記の「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第２条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)。委託会社であるピクテ投信投資顧問株式会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。
格付は取得していません。

(3)【発行(売出)価額の総額】

5,000億円※を上限とします。
※受益権１口当たりの各発行価格に各発行口数を乗じて得た金額の合計額

(4)【発行(売出)価格】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額※とします。
※「基準価額」とは、ファンドの資産総額から負債総額を控除した金額(純資産総額)をその時の発行済受益権総口数で除して得た額で、ファンドにおいては１万口当たりの価額で表示することがあります。基準価額は、組入れた有価証券等の値動きにより日々変動します。
ただし、「自動けいぞく投資コース」を選択した受益者が収益分配金を再投資する場合の発行価格は、各計算期間終了日の基準価額とします。
基準価額は、委託会社(ピクテ投信投資顧問株式会社 電話番号03-3212-3061(受付時間：委託会社の営業日の午前９時から午後５時まで))または販売会社に問い合わせることにより知ることができます。また、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます(略称「Ｓユーロ」)。

(5)【申込手数料】

ありません。

(6)【申込単位】

販売会社が定める１円または１口(当初元本１口＝１円)の整数倍の単位とします。
ただし、「自動けいぞく投資コース」を選択した受益者が収益分配金を再投資する場合は１口単位とします。
詳しくは、委託会社(ピクテ投信投資顧問株式会社 電話番号03-3212-3061(受付時間：委託会社の営業日の午前９時から午後５時まで))または販売会社にてご確認ください。
自動購入サービス契約※を利用してのご購入の場合は、当該契約に定める単位にて申込みいただく場合があります。
※当該契約または規定については、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあり、この場合、当該別の名称に読み替えるものとします。また、「自動購入サービス」等の取扱いの有無については、販売会社にご確認ください。

(7)【申込期間】

平成22年２月26日から平成23年２月25日まで
なお、申込期間は上記期間満了前に、委託会社が有価証券届出書を提出することにより更新されます。

(8)【申込取扱場所】

ファンドの申込取扱場所(以下「販売会社」といいます。)につきましては、委託会社(ピクテ投信投資顧問株式会社 電話番号03-3212-3061(受付時間：委託会社の営業日の午前９時から午後５時まで))までお問い合わせください。

(9)【払込期日】

受益権の取得申込者は、申込代金(申込受付日の翌営業日の基準価額×申込口数)を販売会社の定める日までに支払うものとします。各取得申込受付日の発行価額の総額は、追加信託が行われる日に委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

(10)【払込取扱場所】

申込代金は、取得申込みを行った販売会社へお支払いください(販売会社につきましては、前記「(８)申込取扱場所」に記載の照会先までお問い合せください。)。

(11)【振替機関に関する事項】

ファンドの受益権の振替機関は、株式会社証券保管振替機構です。

(12)【その他】

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、前記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業に係る業務規程等の規則にしたがって取扱われるものとします。
ファンドの収益分配金、償還金、換金代金は、社振法および前記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

第二部【ファンド情報】

第１【ファンドの状況】

１【ファンドの性格】

（１）【ファンドの目的及び基本的性格】

ａ ファンドは、質の高いユーロ通貨採用国の国債に投資し、安定的かつより優れた分配金原資の獲得を目的として運用を行います。
ファンドは、ＳＭＡ(セパレートリー・マネージド・アカウント)に係る契約に基づいて、ＳＭＡ取引口座の資金を運用するためのファンドです。
信託金の限度額は5,000億円です。

ｂ 商品分類等

ファンドの商品分類※は、追加型投信／海外／債券です。
※社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づきます。

商品分類表(ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。)

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型投信 追加型投信	国内 海外 内外	株式 債券 不動産投信 その他資産 資産複合

属性区分表(ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。)

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株 債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 不動産投信 その他資産 (投資信託証券 (債券)) 資産複合	年１回 年２回 年４回 年６回(隔月) 年12回(毎月) 日々 その他	グローバル 日本 北米 欧州 アジア オセアニア 中南米 アフリカ 中近東(中東) エマージング	ファミリーファンド ファンド・オブ・ファンズ	あり なし

＜ファンドが該当する商品分類の定義＞

商品分類		定義
単位型・追加型	追加型投信	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
投資対象地域	海外	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資対象資産 (収益の源泉)	債券	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

＜ファンドが該当する属性区分の定義＞

属性区分		定義
投資対象資産	その他資産 (投資信託証券 (債券))	目論見書または投資信託約款において、株式、債券および不動産投信以外の資産(ファミリーファンド方式による投資信託証券)を通じて、主として債券に投資する旨の記載があるものをいいます。
決算頻度	年２回	目論見書または投資信託約款において、年２回決算する旨の記載があるものをいいます。

投資対象地域	欧州	目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資形態	ファミリーファンド	目論見書または投資信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除きます。)を投資対象として投資するものをいいます。
為替ヘッジ	なし	目論見書または投資信託約款において、原則として為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。

ファンドは、マザーファンド受益証券(投資信託証券)への投資を通じて、債券を主要投資対象とします。したがって、「商品分類」における投資対象資産と、「属性区分」における投資対象資産は異なります。

(注)ファンドが該当しない商品分類および属性区分の定義については、社団法人投資信託協会のインターネット・ホームページ(http://www.toushin.or.jp)で閲覧できます。

c ファンドの特色

① ユーロ通貨採用国の現地通貨建て国債を主要投資対象とします。

A．原則として最高格付のユーロ通貨採用国の国債に投資し、利金等収益の確保と売買益の獲得を目指します。

B．ユーロ通貨採用国の中で、国債発行残高比率の高い主要国については、その格付が最高格付でなくなった場合でも、ファンドの流動性と分散の確保を目的として当該国国債に投資することもあります。

C．投資対象国債の最低格付は原則としてA格相当とします。

D．保有国債の格付が投資対象とする水準から悪化した場合、受益者の利益に適切な注意を払いつつ、当該国債を売却します。

〔ユーロ通貨採用国〕

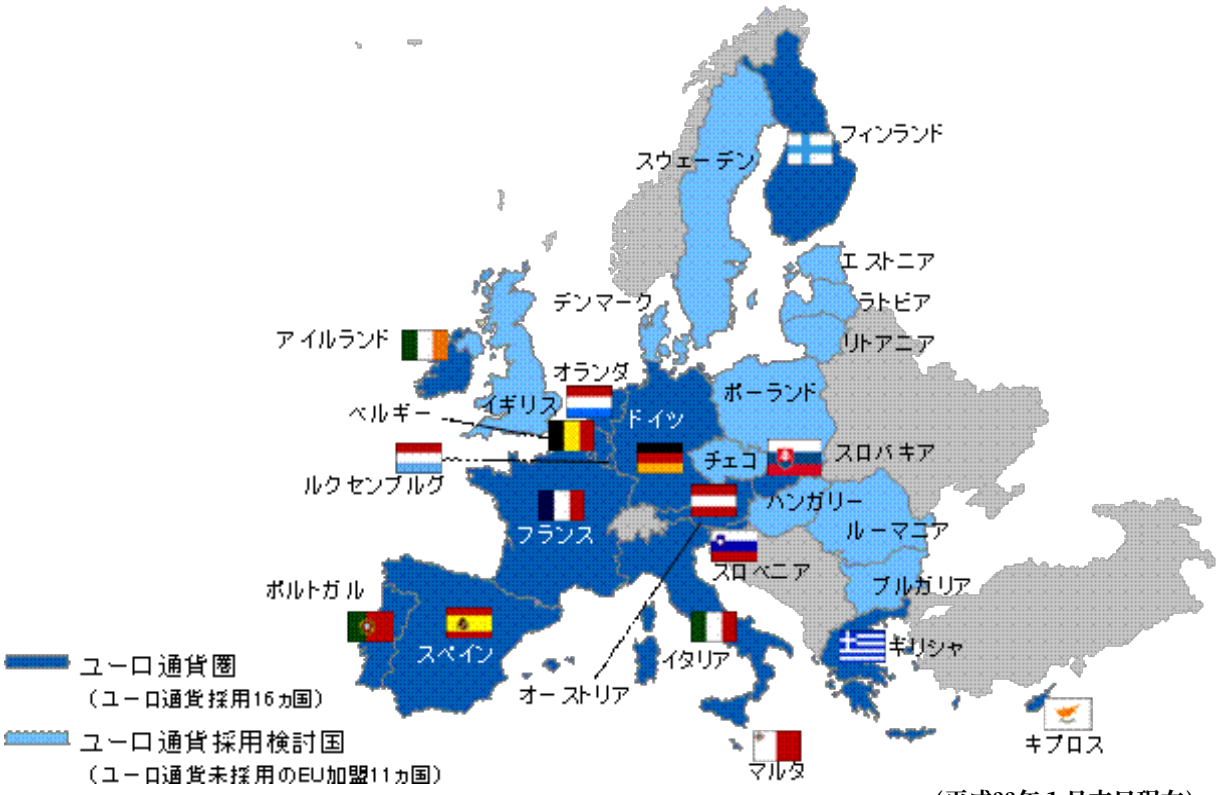

(平成22年１月末日現在)

〔投資対象国〕

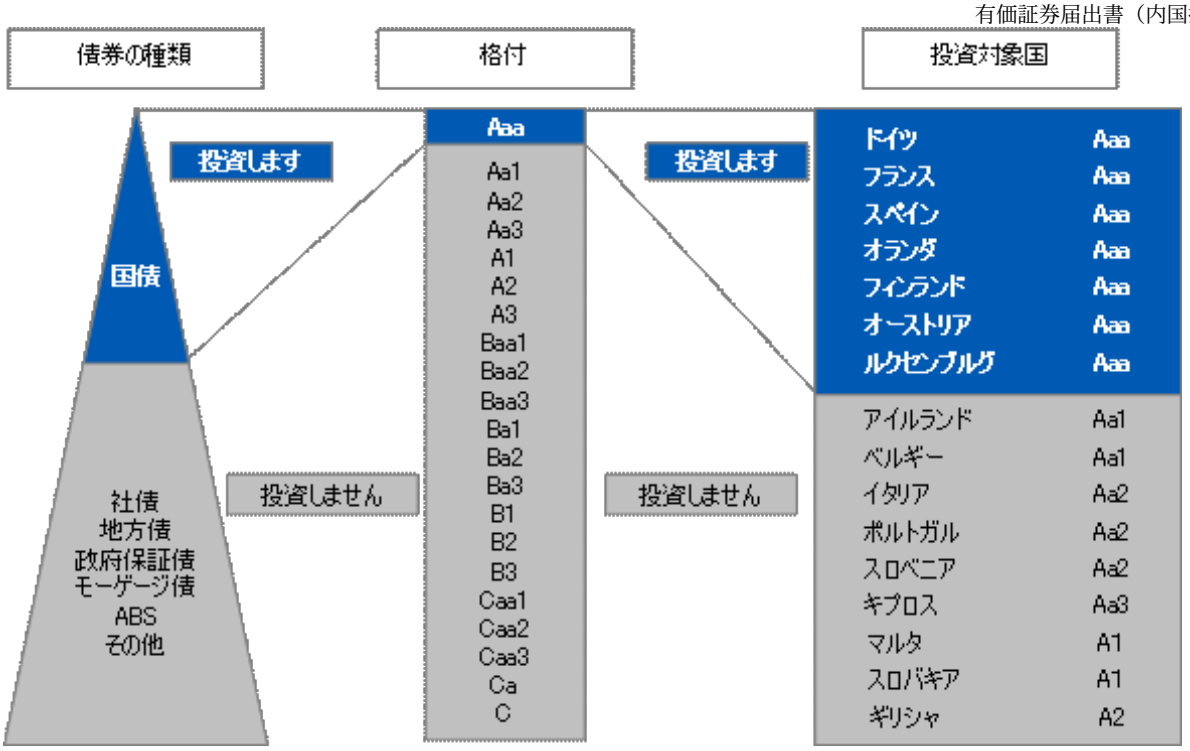

（出所：ムーディーズ・インベスターズ・サービス、平成22年１月末日現在）

※現在の環境下ではＡａａ格の国債に投資しますが、ユーロ通貨採用国の中で国債発行残高比率の高い主要国が最高格付でなくなった場合には、流動性等を考慮し、主要国内の最高格付に準ずる格付の国債に投資することがあります。

② 運用にあたっては、ファンダメンタル分析とクオンツ分析を併用し意思決定を行うアクティブ運用を行います。

③ シティグループＥＭＵ国債指数ＡＡＡ(円ベース)を参考指数とします。なお、参考指数は今後変更される場合があります。

④ 投資プロセス

ファンドでは、特定の戦略に偏ることなく多様な運用戦略を採用しかつ適度にリスクを分散する運用を行います。ファンダメンタル分析手法によるマクロ経済と債券市場の需給見通し等に基づいてデュレーション、イールドカーブ上の債券ポジションなどの資産配分戦略を決定し、更にクオンツ分析手法を用いて個別債券価値の相対比較(相対価値分析)を行い、銘柄を選択します。ポートフォリオの構築においては運用担当者がリスク管理担当者の支援を受け、ポートフォリオのリスク分析を行い、リスクを適度に分散するための調整を行います。

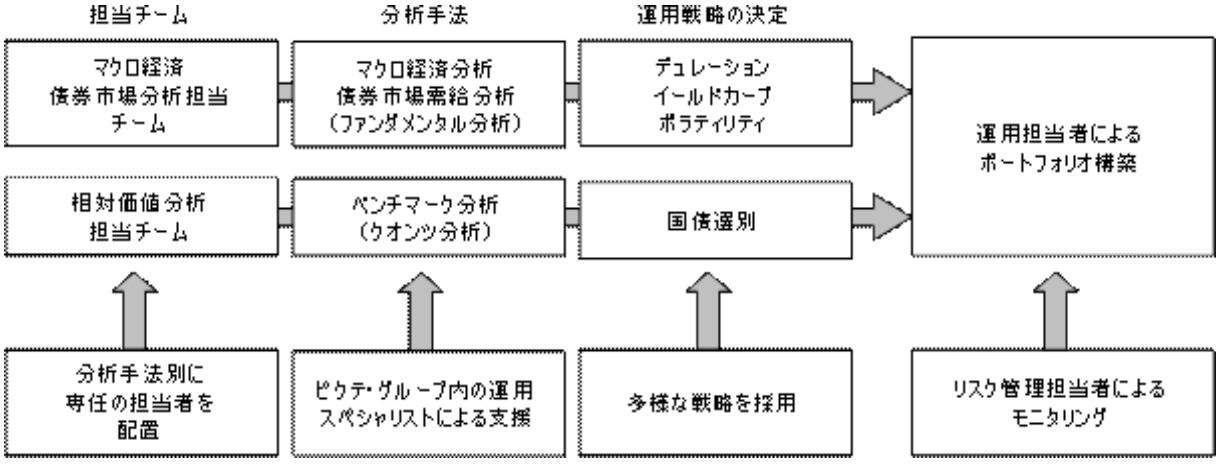

ピクテ・ユーロ最高格付国債ファンド・マザーファンド(以下「マザーファンド」といいます。)受益証券を投資対象とします。なお、直接公社債等に投資を行う場合があります。

ファミリーファンド方式※で運用を行います。(下記図をご参照ください。)

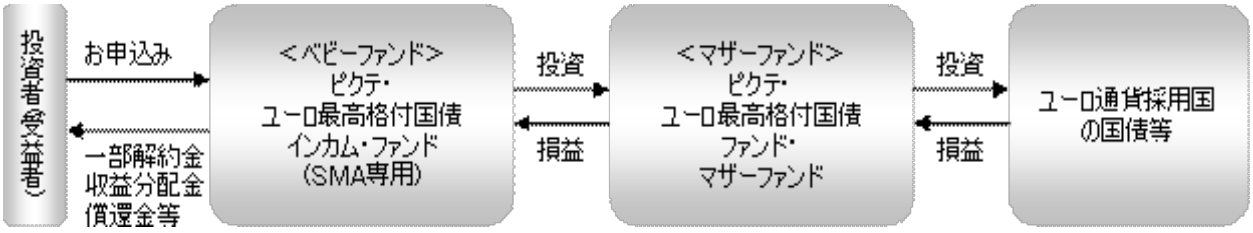

※ファミリーファンド方式とは、投資者から投資された資金をまとめてベビーファンド(ファンド)とし、その資金をマザーファンドに投資して、実質的な運用を行う仕組みです。

（２）【ファンドの仕組み】

① 委託会社およびファンドの関係法人

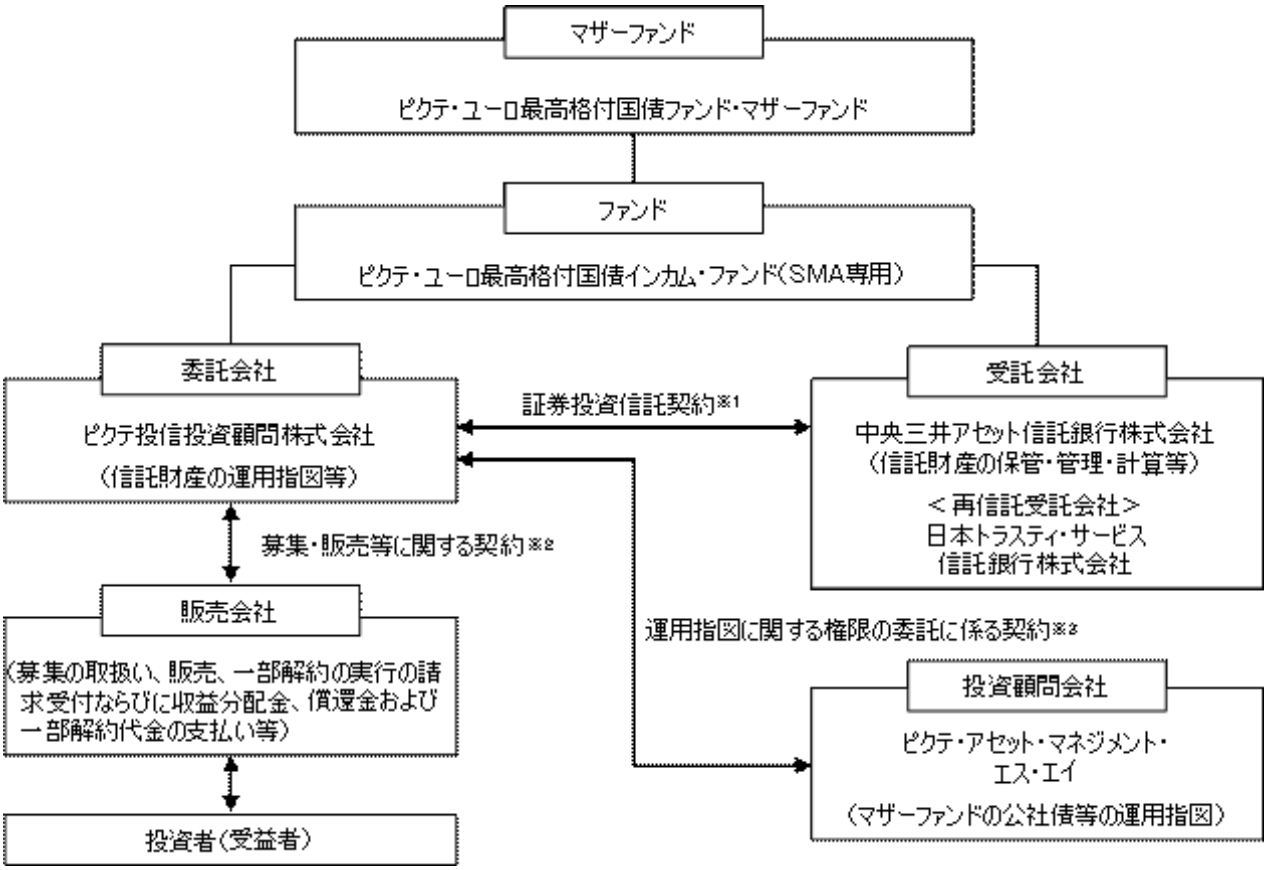

※１ ファンドの投資対象・投資制限、委託会社・受託会社・受益者の権利義務関係等が規定されています。

※２ 販売会社が行う募集の取扱い、販売、一部解約の実行の請求受付ならびに収益分配金、償還金および一部解約代金の支払い等について規定されています。

※３ 委託会社が委託する運用の指図に係る業務の内容、運用指図に関する権限の委託先の注意義務、法令等に違反した場合の委託の中止、変更等について規定しています。

② 委託会社の概況（平成22年１月末日現在）

・資本金：２億円

・沿革 昭和56年 ピクテ銀行東京駐在員事務所開設
　　昭和61年 ピクテジャパン株式会社設立
　　昭和62年 投資顧問業の登録、投資一任業務の認可取得
　　平成９年 ピクテ投信投資顧問株式会社に社名変更
　　平成９年 投資信託委託業務の免許取得
　　現在に至る

・大株主の状況

名称	住所	所有株式数	所有株式比率
ピクテ・アジア・ プライベート・リミテッド	シンガポール共和国 シンガポール ＃11-00 PWCビル ８ クロス ストリート	800株	100%

(参考)― ピクテ・グループとは ―

ピクテ・グループの中核である「ピクテ銀行」は、スイス・ジュネーブで1805年の創業以来２世紀にわたり資産運用専門銀行(プライベート・バンク)として、世界中の投資者から厚い信頼を得ています。

「ピクテ投信投資顧問株式会社」は、「ピクテ銀行」の伝統ある運用サービスを日本の投資者に提供すべく日本法人として設立され、日本の投資者のニーズに合った資産運用業務を行っています。

２【投資方針】

（１）【投資方針】

ａ 基本方針

ファンドは、質の高いユーロ通貨採用国の国債に投資し、安定的かつより優れた分配金原資の獲得を目的として運用を行います。

ｂ 投資態度

① マザーファンド受益証券への投資を通じて、原則として最高格付※１のユーロ通貨採用国※２の国債に投資し、利金等収益の確保と売買益の獲得を目指します。

② ユーロ通貨採用国の中で、国債発行残高比率の高い主要国※３については、その格付が最高格付でなくなった場合でも、ファンドの流動性と分散の確保を目的として当該国国債に投資することもあります。

③ 実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

④ 資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

※１ 最高格付とは、ユーロ通貨採用国内での最高格付を意味します。各国の格付はムーディーズ・インベスターズ・サービス、スタンダード＆プアーズといった指定格付機関が付与した中での最良の格付けを参考とします。

※２ ユーロ通貨採用国は平成22年１月末日現在、16カ国(ドイツ、フランス、スペイン、オランダ、フィンランド、オーストリア、アイルランド、ルクセンブルグ、ベルギー、イタリア、ポルトガル、ギリシャ、スロベニア、キプロス、マルタ、スロバキア)となっています。

※３ 主要国とは平成22年１月末日現在でドイツ、フランスが該当します。

（２）【投資対象】

① 投資の対象とする資産の種類

ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

１． 次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第１項で定めるものをいいます。以下同じ。)

イ．有価証券

ロ．デリバティブ取引に係る権利(金融商品取引法第２条第20項に規定するものをいい、約款第23条、第24条および第25条に定めるものに限ります。)

ハ．金銭債権(イ、ロおよびニに掲げるものに該当するものを除きます。以下同じ。)

ニ．約束手形(イに掲げるものに該当するものを除きます。)

２．次に掲げる特定資産以外の資産

イ．為替手形

② 有価証券の指図範囲

委託会社は、信託金を、主として、ピクテ投信投資顧問株式会社を委託会社とし、中央三井アセット信託銀行株式会社を受託会社として締結されたマザーファンドの受益証券のほか、次の有価証券(金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。

１．転換社債の転換ならびに新株予約権(新株予約権付社債のうち会社法第236条第１項第３号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの(以下、会社法施行前の旧商法第341条ノ３第１項第７号および第８号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。)の新株予約権に限ります。)の行使により取得した株券

２．国債証券

３．地方債証券

４．特別の法律により法人の発行する債券

５．社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。)の新株引受権証券を除きます。)

６．特定目的会社に係る特定社債券(金融商品取引法第２条第１項第４号で定めるものをいいます。)

７．コマーシャル・ペーパー

８．外国または外国の者の発行する証券または証書で、１.から７.までの証券または証書の性質を有するもの

９．投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第２条第１項第10号で定めるものをいいます。)

10．投資証券または外国投資証券(金融商品取引法第２条第１項第11号で定めるものをいいます。)

11．外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第２条第１項第18号で定めるものをいいます。)

12．オプションを表示する証券または証書(金融商品取引法第２条第１項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。)

13．預託証書(金融商品取引法第２条第１項第20号で定めるものをいいます。)

14．外国法人が発行する譲渡性預金証書

15．指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)

16．抵当証券(金融商品取引法第２条第１項第16号で定めるものをいいます。)

17．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示され

るべきもの

18. 外国の者に対する権利で17.の有価証券の性質を有するもの

なお、１.の証券または証書、８.ならびに13.の証券または証書のうち１.の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、２.から６.までの証券および８.ならびに13.の証券または証書のうち２.から６.までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、９.および10.の証券を以下「投資信託証券」といいます。

③ 金融商品の指図範囲

委託会社は、信託金を、②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。

１．預金

２．指定金銭信託(金融商品取引法第２条第１項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)

３．コール・ローン

４．手形割引市場において売買される手形

５．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第２条第２項第１号で定めるもの

６．外国の者に対する権利で５.の権利の性質を有するもの

④ ②の規定にかかわらず、ファンドの設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、③の１.から４.までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

⑤ その他

１．委託会社は、わが国の金融商品取引所(金融商品取引法第２条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第２条第８項第３号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。)における有価証券先物取引(金融商品取引法第28条第８項第３号イに掲げるものをいいます。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第28条第８項第３号ロに掲げるものをいいます。)および有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第８項第３号ハに掲げるものをいいます。)ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします(以下同じ。)。

２．委託会社は、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。

３．委託会社は、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

４．委託会社は、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行うことの指図をすることができます。スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

５．委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

６．委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債の貸付の指図をすることができます。有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

７．委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、公社債(信託財産により借入れた公社債を含みます。)の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。信託財産の一部解約等の事由により、売付に係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付の一部を決済するための指図をするものとします。

８．委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。信託財産の一部解約等の事由により、借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

９．委託会社は、信託財産に属する外貨建資産の額とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額(信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額)との合計額についての為替変動リスクを回避するため、外国為替の売買の予約取引を指図することができます。

10. 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。

（３）【運用体制】

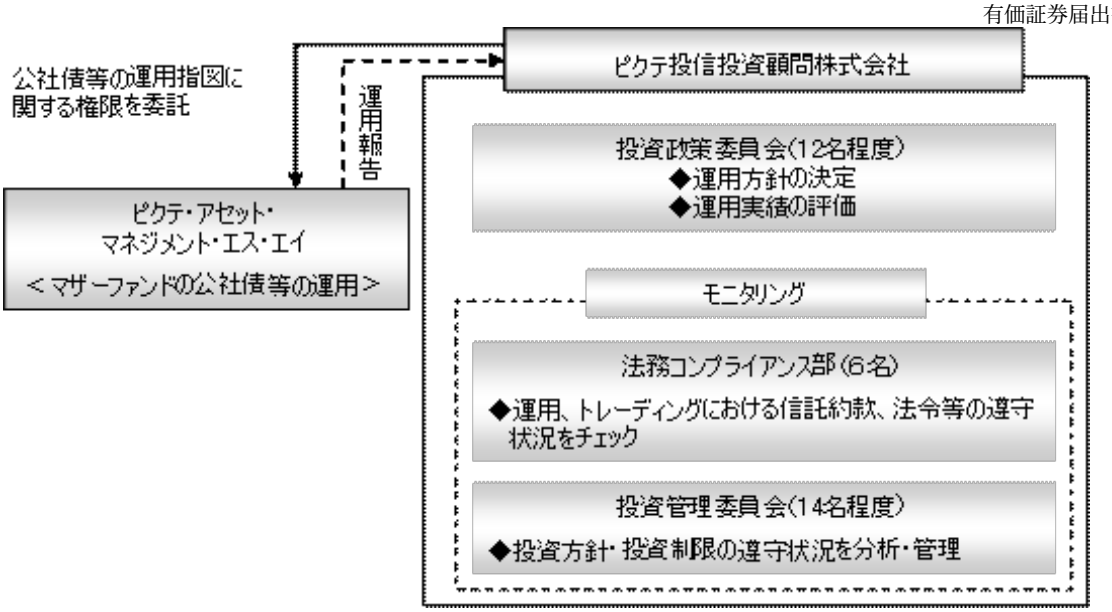

・マザーファンドの運用にあたっては、公社債等の運用指図に関するの権限を「ピクテ・アセット・マネジメント・エス・エイ」へ委託します。
・投資政策委員会(12名程度)にて、投資政策の基本方針が決定されます。
・モニタリングに関しては、法務コンプライアンス部(６名)において、運用、トレーディングにおける信託約款、法令諸規則等およびインターナル・ガイドラインの遵守状況がチェックされ、また、委託会社の内部統制状況全般の検証・評価を行い、必要に応じて、関連部署に指示が出されます。また、投資管理委員会(14名程度)にて、投資方針・投資制限の遵守状況が分析・管理され、必要に応じて、関連部署に指示が出されます。
・委託会社においては、運用方針に関する社内規則、運用担当者に関する社内規則およびトレーディングに関する社内規則などの他、インサイダー取引防止に関する規則等を定め、運用が行われております。
・運用指図に関する権限の委託先に対しては、適宜運用状況の報告を求め、また法務コンプライアンス部において、運用のガイドラインに基づいた運用がなされているかを確認します。
・受託会社に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行っており、また受託会社としての事務遂行力が適宜モニタリングされます。

「ピクテ・アセット・マネジメント・エス・エイ」のファンドの運用の体制は、以下の通りです。

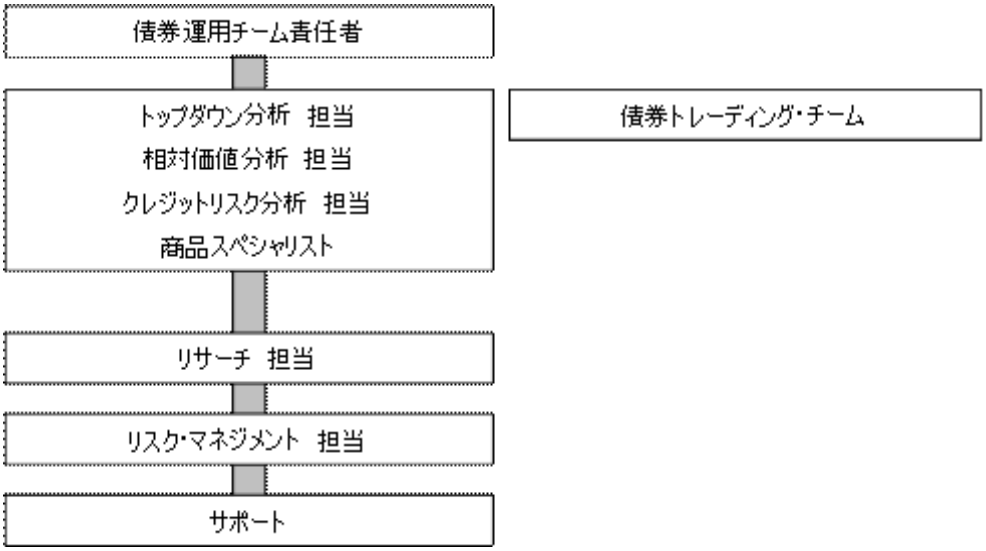

※運用体制は、平成22年１月末日現在のものであり、今後変更される場合があります。

（４）【分配方針】

１．毎決算時に、原則として以下の方針に基づき収益分配を行います。

① 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。

② 収益分配金額は、利子等収益および基準価額の水準等を勘案して委託会社が決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないこともあります。

③ 留保益の運用については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用の基本方針に基づき運

用を行います。

2．信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

① 配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額(以下「利子等収益」といいます。)は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等相当額を控除した後その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

② 売買損益に評価損益を加減した利益金額(以下「売買益」といいます。)は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等相当額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

3．毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

4．ファンドの決算日

毎年５月、11月の各25日(休業日の場合は翌営業日)を決算日とします。

5．収益分配金のお支払い

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金に係る決算日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に、原則として決算日から起算して５営業日目までにお支払いします。「自動けいぞく投資コース」をお申込みの場合は、収益分配金は税引き後無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

（５）【投資制限】

1．株式への実質投資割合(信託約款)

転換社債を転換ならびに新株予約権(転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。)を行使したものに限り、株式への実質投資割合は信託財産の純資産総額の30％以内とします。

2．投資する株式の範囲(信託約款)

委託会社が投資することを指図する株式は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式については、この限りではありません。

上記にかかわらず、上場予定または登録予定の株式で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託会社が投資することを指図することができるものとします。

3．投資信託証券(マザーファンド受益証券を除きます。)への実質投資割合(信託約款)

信託財産の純資産総額の５％を超えることとなる投資の指図をしません。

4．同一銘柄の株式への実質投資割合(信託約款)

取得時において、信託財産の純資産総額の５％を超えることとなる投資の指図をしません。

5．同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合(信託約款)

信託財産の純資産総額の10％を超えることとなる投資の指図をしません。

6．外貨建資産への投資制限(信託約款)

外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

7．デリバティブの利用(信託約款)

ヘッジ目的に限定しません。

8．信用取引の指図範囲(信託約款)

信用取引による株券の売付に係る建玉の時価総額は信託財産の純資産総額の範囲内とします。

9．スワップ取引(信託約款)

スワップ取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

10．金利先渡取引および為替先渡取引(信託約款)

金利先渡取引および為替先渡取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

11．有価証券の貸付の指図および範囲(信託約款)

委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を①および②の範囲内で貸付の指図をすることができます。

① 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50％を超えないものとします。

② 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50％を超えないものとします。

12．公社債の空売りの指図範囲(信託約款)

信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債の売付に係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

13. 公社債の借入れ(信託約款)
借入れに係る公社債の時価総額は信託財産の純資産総額の範囲内とします。
14. 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限(信託約款)
外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。
15. 資金の借入れ(信託約款)
① 委託会社は、借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
② 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が５営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金または解約代金ならびに有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
③ 収益分配金の再投資に係る借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
16. 同一法人の発行する株式(投資信託及び投資法人に関する法律第９条)
委託会社は、同一法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき投資信託財産として有する当該株式に係る議決権の総数が、当該株式に係る議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、投資信託財産をもって取得することを受託会社に指図しないものとします。
17. デリバティブ取引に係る投資制限(金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第８号)
委託会社は、投資信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該投資信託財産の純資産総額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引(新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含みます。)を行い、または継続することを受託会社に指図しないものとします。

3【投資リスク】

(１)ファンドのリスク

ファンドの投資に当たりましては、以下のようなファンドの運用に関わるリスク等に十分ご留意ください。
ファンドは、実質的に公社債等に投資しますので、ファンドの基準価額は、実質的に組入れている公社債の価格変動等(外国証券には為替変動リスクもあります。)により変動し、下落する場合があります。したがって、投資者の皆様の投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。また、収益や投資利回り等も未確定です。
ファンドの主なリスク等は以下の通りです。

⚠ 公社債投資リスク(金利変動リスク、信用リスク)

ファンドは、実質的に公社債等に投資しますので、ファンドの基準価額は、実質的に組入れている公社債の価格変動の影響を受けます。
金利変動リスクとは、金利変動により公社債の価格が変動するリスクをいいます。一般的に金利が低下した場合には、公社債の価格は上昇する傾向がありますが、金利が上昇した場合には、公社債の価格は下落する傾向があります。
信用リスクとは、公社債の発行体の財務状況等の悪化により利息や償還金をあらかじめ定められた条件で支払うことができなくなるリスク(債務不履行)、または債務不履行に陥ると予想される場合に公社債の価格が下落するリスクをいいます。

⚠ 為替変動リスク

ファンドは、実質的に外貨建資産に投資するため、対円との為替変動リスクがあります。
円高局面は基準価額の下落要因、円安局面は基準価額の上昇要因となります。

⚠ 有価証券先物取引等に伴うリスク

ファンドは、有価証券先物取引等を利用することがありますので、このような場合には、ファンドの基準価額は有価証券先物取引等の価格変動の影響を受けます。

⚠ 流動性リスク

市場規模の縮小や市場の混乱が生じた場合等には、機動的に有価証券等を売買できない場合があります。このような場合には、当該有価証券等の価格の下落により、ファンドの基準価額が影響を受け損失を被ることがあります。

⚠ 解約によるファンドの資金流出に伴う基準価額変動リスク

解約によるファンドの資金流出に伴い、保有有価証券等を大量に売却(先物取引等については反対売買)しなければならない

ことがあります。その際には、市況動向や市場の流動性等の状況によって基準価額が大きく下落する可能性があります。

⚠ その他の留意点

・ファンドは、ロンドン証券取引所またはジュネーブの銀行の休業日においては、取得申込みおよび解約請求はできません。なお、委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込みおよび解約請求の受付けを中止することおよびすでに受付けた取得申込みおよび解約請求の受付けを取消すことができます。その場合、受益者は当該受付中止以前に行った当日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該受益権の解約価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に解約請求を受付けたものとして後記の解約価額に準じて計算された価額とします。
・ファンドは、決算時に原則として収益分配方針にしたがい分配を行いますが、分配対象額が少額の場合には分配を行わないこともあります。
・ファンドは、受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合等には、信託契約を解約し償還される場合があります。

ファンドの取得申込者には、慎重な投資を行うためにファンドの投資目的およびリスク等を認識することが求められます。

(２)リスク管理体制

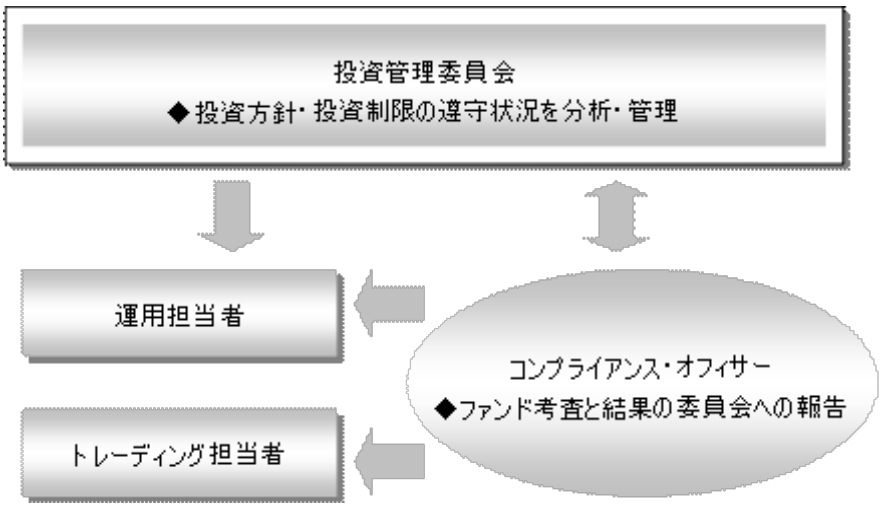

＜コンプライアンス・オフィサー＞
日次でトレーディングの状況ならびに資産の組入れの状況および信託約款、法令等の遵守状況をチェックします。
毎週、運用状況および信託約款、法令等の遵守状況をチェックします。

＜投資管理委員会＞
月次で委員会を開催してレビューを行います。コンプライアンス・オフィサーおよび担当者から、運用状況および運用実績等が報告され、また信託約款、法令等の遵守状況等が報告されます。課題等があれば運用の適切性確保のため運用担当者へフィードバックを行います。

※リスク管理体制は、平成22年１月末日現在のものであり、今後変更される場合があります。

４【手数料等及び税金】

(１)【申込手数料】

ありません。

(２)【換金(解約)手数料】

ありません。

(３)【信託報酬等】

信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年0.9975%(税抜0.95%)の率を乗じて得た額とし、その配分は次の通りとします。

委託会社	純資産総額に対し年率0.42%　(税抜0.40%)
販売会社	純資産総額に対し年率0.525%（税抜0.50%)
受託会社	純資産総額に対し年率0.0525%(税抜0.05%)

上記の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支払うものとします。
信託報酬に係る消費税等相当額を信託報酬支払いのときに信託財産中から支払います。
なお、委託会社の信託報酬には、マザーファンドの運用指図に関する権限の委託先に係る投資顧問会社への報酬が含まれています。

（4）【その他の手数料等】

信託財産に関する租税および受託会社の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支払います。
信託事務の処理等に要する諸費用(監査費用、法律・税務顧問への報酬、印刷等費用(有価証券届出書、有価証券報告書、信託約款、目論見書、運用報告書その他法令により必要とされる書類の作成、届出、交付に係る費用)、公告費用、格付費用、受益権の管理事務に関する費用を含みます。)は、受益者の負担とし、信託財産中から支払うことができます。委託会社は、係る諸費用の支払いをファンドのために行い、その金額を合理的に見積もった結果、信託財産の純資産総額の年率0.0525%(税抜0.05%)相当を上限とした額を、係る諸費用の合計額とみなして、ファンドより受領します。ただし、委託会社は、信託財産の規模等を考慮して、随時係る諸費用の年率を見直し、前記の額を上限としてこれを変更することができます。また、当該諸費用は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に応じて計上され、毎計算期末または信託終了のとき、信託財産中から委託会社に対して支払われます。
ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、当該売買委託手数料に係る消費税等相当額、先物取引・オプション取引等に要する費用および外国における資産の保管等に要する費用は信託財産から支払われます。
ファンドにおいて資金借入れを行った場合、当該借入金の利息はファンドから支払われます。

（5）【課税上の取扱い】

ファンドは株式投資信託であり、受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時における差益(法人の受益者の場合は、個別元本超過額)が課税の対象となります。なお、収益分配金のうちの特別分配金は課税されません。

(収益分配金の課税について)

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱い(配当所得)となる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「特別分配金」(受益者毎の元本の一部払い戻しに相当する部分)の区分があります。受益者が収益分配金を受取る際、

① 当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。

＜イメージ図＞

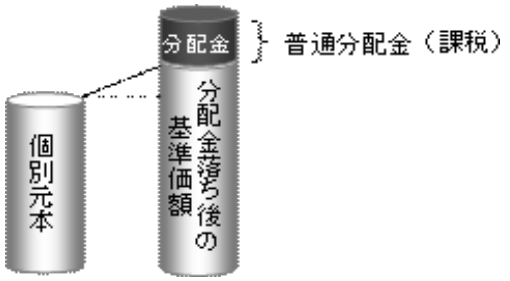

② 当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が特別分配金となり、当該収益分配金から当該特別分配金を控除した額が普通分配金となります。

③ なお、受益者が特別分配金を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

＜イメージ図＞

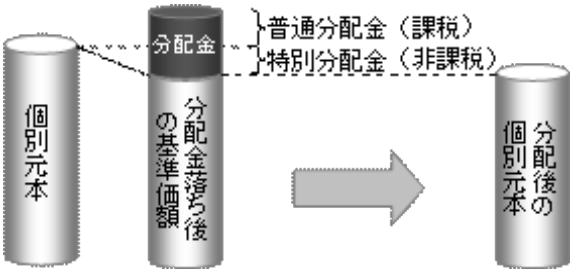

(個別元本について)

① 個別元本とは、受益者毎の信託時の受益権の価額等をいいます。

② 受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

③ ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については販売会社毎に、個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数口座で同一ファンドを取得する場合は当該口座毎に、「一般コース」と「自動けいぞく投資コース」の両コースで取得する場合はコース別に、個別元本の算出が行われる場合があります。

④ 受益者が特別分配金を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります(特別分配金については、前記の(収益分配金の課税について)を参照ください。)。

(解約時および償還時の課税について)

個人の受益者の場合、解約時および償還時における差益が課税対象(譲渡所得とみなされます。)となります。

法人の受益者の場合、解約時および償還時の個別元本超過額が課税対象となります。

(個人の受益者に対する課税)

① 収益分配金のうち課税扱い(配当所得)となる普通分配金における源泉徴収の税率は、平成23年12月31日までは10%(所得税７%および地方税３%)、平成24年１月１日からは20%(所得税15%および地方税５%)となります(原則として、確定申告は不要です。)。

② 解約時および償還時における差益(譲渡所得とみなして課税されます。)に係る税率は、平成23年12月31日までは10%(所得税７%および地方税３%)、平成24年１月１日からは20%(所得税15%および地方税５%)となります(特定口座(源泉徴収選択口座)を利用している場合は、原則として、確定申告は不要となります。)。

(法人の受益者に対する課税)

法人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については、平成23年12月31日までは７%(所得税)、平成24年１月１日からは15%(所得税)の税率で源泉徴収され法人の受取額となります(地方税の源泉徴収はありません。)。

なお、ファンドは、益金不算入制度は適用されません。

※上記「課税上の取扱い」の内容は、平成22年１月末日現在の税制等に基づく内容であり、税制が改正された場合等は変更される場合があります。

５【運用状況】

(１)【投資状況】

(平成21年12月末日現在)

資産の種類	国名	時価合計(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券	日本	160,500,534	100.10
現金・預金・その他資産(負債控除後)		△162,343	△0.10
合計(純資産総額)		160,338,191	100.00

(注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価合計の比率をいいます。

(参考)ピクテ・ユーロ最高格付国債ファンド・マザーファンド

(平成21年12月末日現在)

資産の種類	国名	時価合計(円)	投資比率(%)
国債証券	フランス	89,198,105,979	62.83
	オランダ	20,582,398,452	14.50
	ドイツ	18,216,701,514	12.83
	フィンランド	5,569,713,600	3.92
	小計	133,566,919,545	94.08
現金・預金・その他資産(負債控除後)		8,401,770,343	5.92
合計(純資産総額)		141,968,689,888	100.00

(注)投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価合計の比率をいいます。

(２)【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

ａ 投資有価証券明細

(平成21年12月末日現在)

銘柄名	国名	種類	数量	簿価単価(円) 簿価金額(円)	時価単価(円) 時価金額(円)	投資比率 (%)
ピクテ・ユーロ最高格付国債ファンド・マザーファンド	日本	親投資信託受益証券	106,228,430	1.5177 161,222,889	1.5109 160,500,534	100.10
					投資比率：合計	100.10

(注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価金額の比率をいいます。

b 種類別投資比率

(平成21年12月末日現在)

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	100.10
合計	100.10

(注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(参考)ピクテ・ユーロ最高格付国債ファンド・マザーファンド

a 投資有価証券明細

(平成21年12月末日現在)

	銘柄名	国名	種類	利率(%) 償還日	数量	簿価単価(円) 簿価金額(円)	時価単価(円) 時価金額(円)	投資比率 (%)
1	8.5% FRANCE O.A.T.	フランス	国債証券	8.5 2012/12/26	206,080,000	15,934.11 32,837,026,252	15,751.95 32,461,630,924	22.86
2	8.5% FRANCE O.A.T	フランス	国債証券	8.5 2023/04/25	117,750,000	19,658.89 23,148,345,330	19,446.90 22,898,724,750	16.13
3	6.5% FRANCE O.A.T	フランス	国債証券	6.5 2011/04/25	141,918,000	14,343.91 20,356,593,032	14,147.62 20,078,030,705	14.14
4	7.5% NETHERLANDS GOVT	オランダ	国債証券	7.5 2010/04/15	99,100,000	13,732.09 13,608,503,172	13,460.17 13,339,030,452	9.40
5	6% DEUTSCHLAND REP	ドイツ	国債証券	6.0 2016/06/20	80,000,000	15,700.47 12,560,380,800	15,629.85 12,503,884,800	8.81
6	8.5% FRANCE O.A.T.	フランス	国債証券	8.5 2019/10/25	45,000,000	18,825.18 8,471,331,000	18,661.36 8,397,615,600	5.92
7	7.5% NETHERLANDS GOVT	オランダ	国債証券	7.5 2023/01/15	40,000,000	18,212.30 7,284,921,600	18,108.42 7,243,368,000	5.10
8	5.75% FINNISH GOVT	フィンランド	国債証券	5.75 2011/02/23	40,000,000	14,098.12 5,639,251,200	13,924.28 5,569,713,600	3.92
9	5.5%FRANCE O.A.T.	フランス	国債証券	5.5 2010/04/25	40,000,000	13,597.71 5,439,086,400	13,405.26 5,362,104,000	3.78
10	5.375% DEUTSCHLAND REP	ドイツ	国債証券	5.375 2010/01/04	29,675,000	13,395.36 3,975,073,080	13,200.00 3,917,100,000	2.76
11	6.5% DEUTSCHLAND	ドイツ	国債証券	6.5 2027/07/04	10,450,000	17,364.60 1,814,600,700	17,183.89 1,795,716,714	1.26
							投資比率：合計	94.08

(注)投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価金額の比率をいいます。

b 種類別投資比率

(平成21年12月末日現在)

種類	投資比率(%)
国債証券	94.08
合計	94.08

(注)投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(参考)ピクテ・ユーロ最高格付国債ファンド・マザーファンド

ａ 有価証券先物取引等

(平成21年12月末日現在)

銘柄名	種類	国名	取引所	買建／売建	数量	簿価金額(円)	評価金額(円)	投資比率(%)
BUND10YR1003	債券先物取引	ドイツ	ユーレックス・ドイツ金融先物取引所	買建	767	12,458,320,545	12,300,133,560	8.66
BUXL30YR1003	債券先物取引	ドイツ	ユーレックス・ドイツ金融先物取引所	買建	825	10,679,131,485	10,556,766,000	7.44
SCHATZ1003	債券先物取引	ドイツ	ユーレックス・ドイツ金融先物取引所	買建	580	8,259,162,648	8,274,604,800	5.83
EUROBOBL1003	債券先物取引	ドイツ	ユーレックス・ドイツ金融先物取引所	買建	423	6,479,977,185	6,473,067,480	4.56

(注１)投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。
(注２)時価金額は、計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

(３)【運用実績】

①【純資産の推移】

平成21年12月末日および同日前１年以内における各月末ならびに下記計算期間末日の純資産の推移は次の通りです。

期間	純資産総額(百万円)		基準価額(円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第１期末(平成19年５月25日)	182	182	10,195	10,195
第２期末(平成19年11月26日)	213	213	10,435	10,435
第３期末(平成20年５月26日)	201	201	10,476	10,476
第４期末(平成20年11月25日)	119	119	8,529	8,529
第５期末(平成21年５月25日)	144	144	9,194	9,194
第６期末(平成21年11月25日)	165	165	9,504	9,504
平成20年12月末日	124	—	9,020	—
平成21年１月末日	112	—	8,025	—
２月末日	120	—	8,673	—
３月末日	131	—	9,135	—
４月末日	140	—	9,172	—
５月末日	145	—	9,297	—
６月末日	150	—	9,496	—
７月末日	149	—	9,477	—
８月末日	152	—	9,452	—
９月末日	160	—	9,426	—
10月末日	167	—	9,651	—
11月末日	163	—	9,376	—
12月末日	160	—	9,452	—

(注)純資産総額は百万円未満切捨て。分配付純資産総額は、計算期間末の純資産総額に、計算期間中に支払われた分配金の総額を加算しております。

②【分配の推移】

期間		１万口当たりの分配金
第１期	自 平成19年２月16日 至 平成19年５月25日	0円
第２期	自 平成19年５月26日 至 平成19年11月26日	0円
第３期	自 平成19年11月27日 至 平成20年５月26日	0円

第４期	自 平成20年５月27日 至 平成20年11月25日	0円
第５期	自 平成20年11月26日 至 平成21年５月25日	0円
第６期	自 平成21年５月26日 至 平成21年11月25日	0円

③【収益率の推移】

期間		収益率(%)
第１期	自 平成19年２月16日 至 平成19年５月25日	2.0
第２期	自 平成19年５月26日 至 平成19年11月26日	2.4
第３期	自 平成19年11月27日 至 平成20年５月26日	0.4
第４期	自 平成20年５月27日 至 平成20年11月25日	△18.6
第５期	自 平成20年11月26日 至 平成21年５月25日	7.8
第６期	自 平成21年５月26日 至 平成21年11月25日	3.4

(注)収益率の計算方法：(計算期間末の基準価額(分配付)－前計算期間末の基準価額(分配落))÷前計算期間末の基準価額(分配落)×100

6【手続等の概要】

a 申込(販売)手続等の概要

＜申込手続き＞

・ファンドの受益権の取得申込みは、原則として申込期間における毎営業日受付けます。ただし、ロンドン証券取引所またはジュネーブの銀行の休業日においては、取得申込みの受付けは行いません(別に定める契約に基づく収益分配金の再投資に係る追加信託のお申込みに限ってこれを受付けるものとします。)。

・ファンドは、ＳＭＡ(セパレートリー・マネージド・アカウント)に係る契約※に基づいて、ＳＭＡ取引口座の資金を運用するためのファンドです。ファンドの取得申込みを行う投資者は、販売会社にＳＭＡ(セパレートリー・マネージド・アカウント)取引口座を開設した者等に限るものとします。

※当該契約については、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約を使用することがあります。

・取得申込みの受付けは原則として午後３時までとします(取得申込みの受付けに係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日のお申込みとします。)。これら受付時間を過ぎてからの取得申込みは翌営業日の取扱いとします。

・取得申込みに際しては、販売会社所定の方法で申込みください。

・収益分配金の受取方法により、取得申込みには次の２コース(販売会社によっては異なる名称が使用される場合があります。)があります。

一般コース	：収益分配金を受取るコース
自動けいぞく投資コース	：収益分配金が税引き後無手数料で再投資されるコース

・取得申込みを行う投資者は、取得申込みをする際に「一般コース」か「自動けいぞく投資コース」か、いずれかのコースを選択するものとします。ただし、販売会社によっては、どちらか一方のみのお取扱いとなる場合があります。なお、申込済みのコースの変更を行うことはできません。

・「自動けいぞく投資コース」を選択する場合は、販売会社との間で「自動けいぞく投資契約※」を締結していただきます。

・販売会社によっては「自動けいぞく投資コース」において収益分配金を定期的に受取るための「定期引出契約※」を締結することができる場合があります。

※当該契約または規定については、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあり、この場合、当該別の名称に読み替えるものとします。

・取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

・金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込みの受付けを中止することおよびすでに受付けた取得申込みの受付けを取消すことがあります。

＜申込単位＞

販売会社が定める１円または１口(当初元本１口＝１円)の整数倍の単位とします。

ただし、「自動けいぞく投資コース」を選択した受益者が収益分配金を再投資する場合は１口単位とします。

詳しくは、委託会社(ピクテ投信投資顧問株式会社 電話番号03-3212-3061(受付時間：委託会社の営業日の午前９時から午後５時まで))または販売会社にてご確認ください。

自動購入サービス契約※を利用してのご購入の場合は、当該契約に定める単位にてお申込みいただく場合があります。

※当該契約または規定については、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあり、この場合、当該別の名称に読み替えるものとします。また、「自動購入サービス」等の取扱いの有無については、販売会社にご確認ください。

＜申込価額＞

取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

＜申込手数料＞

ありません。

＜払込期日、払込取扱場所＞

受益権の取得申込者は、申込代金を販売会社の定める日までに支払うものとします。申込代金は、取得申込を行った販売会社へお支払いください。

b 換金(解約)手続等の概要

＜換金手続き(解約請求)＞

・受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に販売会社が定める１口の整数倍の単位をもって解約の実行を請求することができます。ただし、ロンドン証券取引所またはジュネーブの銀行の休業日においては、解約請求の受付けは行いません。
・解約請求の受付けは原則として午後３時までとします(解約請求の受付けに係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の請求とします。)。これら受付時間を過ぎてからの請求は翌営業日の取扱いとします。
・解約請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るファンドの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。解約請求を受益者がするときは、振替受益権をもって行うものとします。
・金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、解約請求の受付けを中止することおよびすでに受付けた解約請求の受付けを取消すことがあります。解約請求の受付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該受益権の解約価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に解約請求を受付けたものとして後記の解約価額に準じて計算された価額とします。

＜解約価額＞

解約請求受付日の翌営業日の基準価額とします。
解約価額につきましては、委託会社(ピクテ投信投資顧問株式会社　電話番号03-3212-3061(受付時間：委託会社の営業日の午前９時から午後５時まで))または販売会社にてご確認ください。

＜解約手数料＞

ありません。

＜解約代金のお支払い＞

解約代金は、原則として解約請求受付日から起算して５営業日目から販売会社の本・支店等で支払われます。

7【管理及び運営の概要】

a　資産の評価方法

基準価額は、原則として各営業日に委託会社が計算します。基準価額とは、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。)を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価※して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(以下「純資産総額」といいます。)を計算日における受益権口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産(外国通貨表示の有価証券(以下「外貨建有価証券」といいます。)、預金その他の資産をいいます。以下同じ。)の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。なお、便宜上、基準価額は１万口当たりに換算した価額で表示することがあります。

※ファンドの主要投資対象であるマザーファンド受益証券については、計算日における基準価額で評価します。
マザーファンドの主要投資対象である国債証券は、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額(ただし、売気配相場は使用しません。)、または価格情報会社の提供する価額等で評価します。また、先物取引・オプション取引については、原則として、計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場によって評価します。

b　信託期間

平成19年２月16日(当初設定日)から無期限です。
ただし、後記の「ｄ　ファンドの償還条件等」に該当する場合には、信託を終了させる場合があります。

c　計算期間

ファンドの計算期間は、毎年５月26日から11月25日、11月26日から翌年５月25日まですることを原則とします。ただし、第１計算期間は平成19年２月16日から平成19年５月25日までとします。
なお、各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。)が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。
ただし、最終計算期間の終了日は信託期間の終了日とします。

d　ファンドの償還条件等

委託会社は、以下の場合に信託契約を解約し、信託を終了させる場合があります。

１．信託期間終了前に、受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合、ファンドの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるときまたはやむを得ない事情が発生したとき
２．監督官庁よりファンドの信託契約の解約の命令を受けたとき
３．委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したとき
※監督官庁がファンドの信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引き継ぐことを命じたときは、その委託会社と受託会社との間において存続します。
４．受託会社が、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任した場合または裁判所が受託会社を解任した場合に、委託会

社が新受託会社を選任できないとき

e 信託約款の変更

委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、ファンドの信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届出ます。

f ファンドの償還等に関する開示方法

ファンドの償還または信託約款の変更のうち重大な内容の変更を行おうとする場合、委託会社はあらかじめこれを公告し、かつファンドに係る知られたる受益者に対して書面を交付します。ただし、ファンドに係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。

g 異議申立ておよび反対者の買取請求権

受益者は、委託会社がファンドの償還または信託約款の変更について重大な内容の変更を行おうとする場合、一定の期間(１ヵ月以上)内に委託会社に対して異議を述べることができます。異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。なお、一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の２分の１を超えるときは、このファンドの償還または信託約款の変更を行いません。

h 運用報告書の作成

委託会社は、計算期間終了毎および償還時に運用報告書を作成し、かつファンドに係る知られたる受益者に交付します。

第２【財務ハイライト情報】

以下の情報は、請求目論見書「ファンドの詳細情報」に記載の財務諸表から抜粋して記載したものです。当該財務諸表については、あらた監査法人による監査を受けており、その証明に係る監査報告書は当該財務諸表に添付されております。

１【貸借対照表】

(単位：円)

	第５期 [平成21年５月25日現在]	第６期 [平成21年11月25日現在]
資産の部		
流動資産		
親投資信託受益証券	144,980,291	166,601,028
流動資産合計	144,980,291	166,601,028
資産合計	144,980,291	166,601,028
負債の部		
流動負債		
未払受託者報酬	32,518	41,025
未払委託者報酬	585,313	738,340
その他未払費用	32,461	40,961
流動負債合計	650,292	820,326
負債合計	650,292	820,326
純資産の部		
元本等		
元本	156,985,850	174,431,571
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金(△)	△12,655,851	△8,650,869
(分配準備積立金)	14,890,356	18,445,563
元本等合計	144,329,999	165,780,702
純資産合計	144,329,999	165,780,702
負債純資産合計	144,980,291	166,601,028

２【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第５期 自 平成20年11月26日 至 平成21年５月25日	第６期 自 平成21年５月26日 至 平成21年11月25日
営業収益		

有価証券売買等損益	10,080,596	5,644,159
営業収益合計	10,080,596	5,644,159
営業費用		
受託者報酬	32,518	41,025
委託者報酬	585,313	738,340
その他費用	32,461	40,961
営業費用合計	650,292	820,326
営業利益又は営業損失(△)	9,430,304	4,823,833
経常利益又は経常損失(△)	9,430,304	4,823,833
当期純利益又は当期純損失(△)	9,430,304	4,823,833
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額(△)	103,848	112,042
期首剰余金又は期首欠損金(△)	△20,581,321	△12,655,851
剰余金増加額又は欠損金減少額	805,863	263,858
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	805,863	263,858
剰余金減少額又は欠損金増加額	2,206,849	970,667
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	2,206,849	970,667
分配金	―	―
期末剰余金又は期末欠損金(△)	△12,655,851	△8,650,869

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	第５期 自　平成20年11月26日 至　平成21年５月25日	第６期 自　平成21年５月26日 至　平成21年11月25日
有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。	親投資信託受益証券 同左

第３【内国投資信託受益証券事務の概要】

(１)名義書換について

該当事項はありません。

(２)受益者等に対する特典

該当事項はありません。

(３)受益権の譲渡

① 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

② ①の申請のある場合には、①の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みます。)に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

③ ①の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(４)受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

(５)受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(６)償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(償還日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に支払います。

(７)質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約代金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

第４【ファンドの詳細情報の項目】

本書「第三部 ファンドの詳細情報」の記載情報の項目は以下の通りです。

第三部 ファンドの詳細情報
第１ ファンドの沿革
第２ 手続等
　１ 申込(販売)手続等
　２ 換金(解約)手続等
第３ 管理及び運営
　１ 資産管理等の概要
　２ 受益者の権利等
第４ ファンドの経理状況
　１ 財務諸表
　２ ファンドの現況
第５ 設定及び解約の実績

第三部【ファンドの詳細情報】

第１【ファンドの沿革】

平成19年２月16日 信託契約締結、ファンドの設定および運用開始

第２【手続等】

１【申込(販売)手続等】

＜申込手続き＞

・ファンドの受益権の取得申込みは、原則として申込期間における毎営業日受付けます。ただし、ロンドン証券取引所またはジュネーブの銀行の休業日においては、取得申込みの受付けは行いません(別に定める契約に基づく収益分配金の再投資に係る追加信託のお申込みに限ってこれを受付けるものとします。)。

・ファンドは、ＳＭＡ(セパレートリー・マネージド・アカウント)に係る契約※に基づいて、ＳＭＡ取引口座の資金を運用するためのファンドです。ファンドの取得申込みを行う投資者は、販売会社にＳＭＡ(セパレートリー・マネージド・アカウント)取引口座を開設した者等に限るものとします。

※当該契約については、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約を使用することがあります。

・取得申込みの受付けは原則として午後３時までとします(取得申込みの受付けに係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日のお申込みとします。)。これら受付時間を過ぎてからの取得申込みは翌営業日の取扱いとします。

・取得申込みに際しては、販売会社所定の方法でお申込みください。

・収益分配金の受取方法により、取得申込みには次の２コース(販売会社によっては異なる名称が使用される場合があります。)があります。

一般コース	：収益分配金を受取るコース
自動けいぞく投資コース	：収益分配金が税引き後無手数料で再投資されるコース

・取得申込みを行う投資者は、取得申込みをする際に「一般コース」か「自動けいぞく投資コース」か、いずれかのコースを選択するものとします。ただし、販売会社によっては、どちらか一方のみのお取扱いとなる場合があります。なお、申込済みのコースの変更を行うことはできません。

・「自動けいぞく投資コース」を選択する場合は、販売会社との間で「自動けいぞく投資契約※」を締結していただきます。

・販売会社によっては「自動けいぞく投資コース」において収益分配金を定期的に受取るための「定期引出契約※」を締結することができる場合があります。

※当該契約または規定については、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあり、この場合、当該別の名称に読み替えるものとします。

・取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

・金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込みの受付けを中止することおよびすでに受付けた取得申込みの受付けを取消すことがあります。

＜申込単位＞

販売会社が定める１円または１口の整数倍(当初元本１口＝１円)の単位とします。

ただし、「自動けいぞく投資コース」を選択した受益者が収益分配金を再投資する場合は１口単位とします。

詳しくは、委託会社(ピクテ投信投資顧問株式会社 電話番号03-3212-3061(受付時間：委託会社の営業日の午前９時から午後５時まで))または販売会社にてご確認ください。

自動購入サービス契約※を利用してのご購入の場合は、当該契約に定める単位にて申込みいただく場合があります。

※当該契約または規定については、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあり、この場合、当該別の名称に読み替えるものとします。また、「自動購入サービス」等の取扱いの有無については、販売会社にご確認ください。

＜申込価額＞

取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

＜申込手数料＞

ありません。

＜払込期日、払込取扱場所＞

受益権の取得申込者は、申込代金を販売会社の定める日までに支払うものとします。申込代金は、取得申込みを行った販売会

社へお支払いください。

2【換金(解約)手続等】

＜換金手続き(解約請求)＞

・受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に販売会社が定める１口の整数倍の単位をもって解約の実行を請求することができます。ただし、ロンドン証券取引所またはジュネーブの銀行の休業日においては、解約請求の受付けは行いません。

・解約請求の受付けは原則として午後３時までとします(解約請求の受付けに係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の請求とします。)。これら受付時間を過ぎてからの請求は翌営業日の取扱いとします。

・解約請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るファンドの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。解約請求を受益者がするときは、振替受益権をもって行うものとします。

・金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、解約請求の受付けを中止することおよびすでに受付けた解約請求の受付けを取消すことがあります。解約請求の受付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該受益権の解約価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に解約請求を受付けたものとして後記の解約価額に準じて計算された価額とします。

＜解約価額＞

解約請求受付日の翌営業日の基準価額とします。

解約価額につきましては、委託会社(ピクテ投信投資顧問株式会社　電話番号03-3212-3061(受付時間：委託会社の営業日の午前９時から午後５時まで))または販売会社にてご確認ください。

＜解約手数料＞

ありません。

＜解約代金のお支払い＞

解約代金は、原則として解約請求受付日から起算して５営業日目から販売会社の本・支店等で支払われます。

第３【管理及び運営】

１【資産管理等の概要】

(１)【資産の評価】

ａ　基準価額の算出方法

基準価額とは、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。)を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価※して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(以下「純資産総額」といいます。)を計算日における受益権口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。なお、便宜上、基準価額は１万口当たりに換算した価額で表示することがあります。

※ファンドの主要投資対象であるマザーファンド受益証券については、計算日における基準価額で評価します。
マザーファンドの主要投資対象である国債証券は、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額(ただし、売気配相場は使用しません。)、または価格情報会社の提供する価額等で評価します。また、先物取引・オプション取引については、原則として、計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場によって評価します。

ｂ　基準価額の算出頻度

原則として、委託会社の毎営業日に計算されます。

ｃ　基準価額の照会方法

基準価額は、委託会社(ピクテ投信投資顧問株式会社　電話番号03-3212-3061(受付時間：委託会社の営業日の午前９時から午後５時まで))または販売会社に問い合わせることにより知ることができます。

また、基準価額は、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます(略称「Ｓユーロ」)。

(２)【保管】

該当事項はありません。

(３)【信託期間】

平成19年２月16日(当初設定日)から無期限です。

ただし、後記の「(５)その他　ａファンドの償還条件等」に該当する場合には、信託を終了させる場合があります。

(４)【計算期間】

ファンドの計算期間は、毎年５月26日から11月25日、11月26日から翌年５月25日までとすることを原則とします。ただし、第

１計算期間は平成19年２月16日から平成19年５月25日までとします。
なお、各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。)が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は信託期間の終了日とします。

(５)【その他】

ａ ファンドの償還条件等

１)委託会社は、信託期間終了前に、受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合、ファンドの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、あらかじめ監督官庁に届出ることにより、ファンドを償還させることができます。

２)委託会社は、監督官庁よりファンドの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

３)委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、ファンドは監督官庁がファンドの信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引き継ぐことを命じたときは、その委託会社と受託会社との間において存続します。

４)受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託会社は信託約款の変更の規定にしたがい、新受託会社を選任します。委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はファンドの信託契約を解約し、信託を終了させます。

ｂ 信託約款の変更

委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、ファンドの信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届出ます。

ｃ ファンドの償還等に関する開示方法

ファンドの償還または信託約款の変更のうち重大な内容の変更を行おうとする場合、委託会社はあらかじめこれを公告し、かつファンドに係る知られたる受益者に対して書面を交付します。ただし、ファンドに係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。この公告および書面には、受益者で異議のあるものは一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。この公告は日本経済新聞に掲載します。

ｄ 異議申立ておよび反対者の買取請求権

受益者は、委託会社がファンドの償還または信託約款の変更について重大な内容の変更を行おうとする場合、一定の期間(１ヵ月以上)内に委託会社に対して異議を述べることができます。異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。なお、一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の２分の１を超えるときは、このファンドの償還または信託約款の変更を行いません。その場合、償還しない旨または信託約款を変更しない旨およびその理由を公告し、かつこれらの事項を記載した書面をファンドに係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、ファンドに係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。この公告は日本経済新聞に掲載します。

ｅ 運用報告書の作成

委託会社は、計算期間終了毎および償還時に運用報告書を作成し、かつファンドに係る知られたる受益者に交付します。

ｆ 委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、ファンドの信託契約に関する事業を譲渡することがあります。また、委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、ファンドの信託契約に関する事業を承継させることがあります。

ｇ 関係法人との契約の更改

委託会社と販売会社との間で締結された募集・販売等に関する契約の有効期間は、期間満了３ヵ月前までに両者いずれからも何ら意思表示のないときは、自動的に１年間更新されます。
委託会社と投資顧問会社との間で締結された運用指図に関する権限の委託に係る契約は、３ヵ月前の書面による通知によっていつでも終了することができ、その終了の時期は当該月末とします。

２【受益者の権利等】

ファンドの受益権は、その取得口数に応じて、取得申込者に帰属します。この受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。
受益者の有する主な権利は次のとおりです。

ａ 収益分配金の請求権

受益者は、委託会社の決定した収益分配金を持分に応じて委託会社に請求する権利を有します。
収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金に係る決算日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に、原則として決算日から起算して５営業日目までにお支払いします。

「自動けいぞく投資コース」をお申込みの場合は、収益分配金は税引き後無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

収益分配金の請求権は、支払開始日から５年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

b　償還金に対する請求権

受益者は、償還金を持分に応じて委託会社に請求する権利を有します。

償還金は、信託終了後１ヵ月以内の委託会社の指定する日(原則として償還日(償還日が休業日の場合は翌営業日)から起算して５営業日目までの日)から受益者に支払われます。

償還金の請求権は、支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

c　受益権の一部解約の実行請求権

受益者は、受益権の一部解約の実行を、委託会社に請求する権利を有します。

解約代金は、原則として解約請求受付日から起算して５営業日目から支払われます。

第４【ファンドの経理状況】

（１）ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第２条の２の規定により、改正前の「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

（２）ファンドの計算期間は６か月であるため、財務諸表は６か月毎に作成しております。

（３）ファンドは、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、第５期計算期間（平成20年11月26日から平成21年５月25日まで）及び第６期計算期間（平成21年５月26日から平成21年11月25日まで）の財務諸表について、あらた監査法人による監査を受けております。

１【財務諸表】
ピクテ・ユーロ最高格付国債インカム・ファンド(ＳＭＡ専用)
（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	第５期 [平成21年５月25日現在]	第６期 [平成21年11月25日現在]
資産の部		
流動資産		
親投資信託受益証券	144,980,291	166,601,028
流動資産合計	144,980,291	166,601,028
資産合計	144,980,291	166,601,028
負債の部		
流動負債		
未払受託者報酬	32,518	41,025
未払委託者報酬	585,313	738,340
その他未払費用	32,461	40,961
流動負債合計	650,292	820,326
負債合計	650,292	820,326
純資産の部		
元本等		
元本	156,985,850	174,431,571
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△12,655,851	△8,650,869
（分配準備積立金）	14,890,356	18,445,563
元本等合計	144,329,999	165,780,702
純資産合計	144,329,999	165,780,702
負債純資産合計	144,980,291	166,601,028

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第５期 自 平成20年11月26日 至 平成21年５月25日	第６期 自 平成21年５月26日 至 平成21年11月25日
営業収益		
有価証券売買等損益	10,080,596	5,644,159
営業収益合計	10,080,596	5,644,159
営業費用		
受託者報酬	32,518	41,025
委託者報酬	585,313	738,340
その他費用	32,461	40,961
営業費用合計	650,292	820,326
営業利益又は営業損失（△）	9,430,304	4,823,833
経常利益又は経常損失（△）	9,430,304	4,823,833
当期純利益又は当期純損失（△）	9,430,304	4,823,833
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	103,848	112,042
期首剰余金又は期首欠損金（△）	△20,581,321	△12,655,851
剰余金増加額又は欠損金減少額	805,863	263,858
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	805,863	263,858
剰余金減少額又は欠損金増加額	2,206,849	970,667
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	2,206,849	970,667
分配金	―	―
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△12,655,851	△8,650,869

(３)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	第５期 自 平成20年11月26日 至 平成21年５月25日	第６期 自 平成21年５月26日 至 平成21年11月25日
有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。	親投資信託受益証券 同左

(貸借対照表に関する注記)

区分	第５期 (平成21年５月25日現在)	第６期 (平成21年11月25日現在)
１．元本の推移		
期首元本額	139,945,359円	156,985,850円
期中追加設定元本額	22,542,638円	20,833,986円
期中一部解約元本額	5,502,147円	3,388,265円
２．計算期間末日における受益権の総数	156,985,850口	174,431,571口
３．元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は12,655,851円であります。	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は8,650,869円であります。

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

区分	第５期 自 平成20年11月26日 至 平成21年５月25日	第６期 自 平成21年５月26日 至 平成21年11月25日
１．主要投資対象である親投資信託受益証券において、信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用	当該親投資信託受益証券に係る信託財産の純資産総額のうち、当ファンドに対応する部分の額の年率0.26%相当額	同左
２．分配金の計算過程	計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(3,418,516円、ファンドに帰属すべき親投資信託受益証券の配当等収益を含む)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、信託約款に規定される収益調整金(2,645,666円)及び分配準備積立金(11,471,840円)より分配対象収益は17,536,022円(１万口当たり1,117.02円)ですが、分配を行っておりません。	計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(3,849,529円、ファンドに帰属すべき親投資信託受益証券の配当等収益を含む)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、信託約款に規定される収益調整金(4,933,816円)及び分配準備積立金(14,596,034円)より分配対象収益は23,379,379円(１万口当たり1,340.30円)ですが、分配を行っておりません。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

第５期(平成21年５月25日現在)

種類	貸借対照表計上額	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	144,980,291円	9,992,731円
合計	144,980,291円	9,992,731円

第６期(平成21年11月25日現在)

種類	貸借対照表計上額	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	166,601,028円	5,548,718円
合計	166,601,028円	5,548,718円

(デリバティブ取引等に関する注記)
該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)
該当事項はありません。

(一口当たり情報に関する注記)

区分	第５期 (平成21年５月25日現在)	第６期 (平成21年11月25日現在)
一口当たり純資産額 (一万口当たり純資産額)	0.9194円 (9,194円)	0.9504円 (9,504円)

(重要な後発事象に関する注記)
該当事項はありません。

(４)【附属明細表】
第１ 有価証券明細表
① 株式
該当事項はありません。

② 株式以外の有価証券

種類	銘柄	券面総額(口)	評価額(円)	備考
親投資信託受益証券	ピクテ・ユーロ最高格付国債ファンド・マザーファンド	109,772,042	166,601,028	
合計		109,772,042	166,601,028	

第２ 信用取引契約残高明細表
該当事項はありません。

第３ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
該当事項はありません。

第４ 不動産等明細表
該当事項はありません。

第５ その他特定資産の明細表
該当事項はありません。

第６ 借入金明細表
該当事項はありません。

参考情報

ファンドは、「ピクテ・ユーロ最高格付国債ファンド・マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同受益証券です。
なお、同投資信託受益証券の状況は以下の通りです。

「ピクテ・ユーロ最高格付国債ファンド・マザーファンド」の状況
なお、以下に記載した情報は監査対象外であります。

(１)貸借対照表

区分	注記番号	[平成21年５月25日現在]	[平成21年11月25日現在]
		金額(円)	金額(円)
資産の部			
流動資産			

預金		5,897,070,286	132,934,457
コール・ローン		157,331,079	15,588,822
国債証券		136,692,250,983	136,402,026,741
派生商品評価勘定		6,098,545	378,603,279
未収利息		2,049,227,535	5,490,968,157
前払費用		546,765,577	93,605,405
差入委託証拠金		1,894,529,840	2,156,387,020
流動資産合計		147,243,273,845	144,670,113,881
資産合計		147,243,273,845	144,670,113,881
負債の部			
流動負債			
派生商品評価勘定		866,466,734	49,987
未払解約金		45,335,211	142,985,078
流動負債合計		911,801,945	143,035,065
負債合計		911,801,945	143,035,065
純資産の部			
元本等			
元本		100,194,349,352	95,230,147,741
剰余金			
剰余金又は欠損金(△)		46,137,122,548	49,296,931,075
元本等合計		146,331,471,900	144,527,078,816
純資産合計		146,331,471,900	144,527,078,816
負債純資産合計		147,243,273,845	144,670,113,881

(２)注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	自 平成20年11月26日 至 平成21年５月25日	自 平成21年５月26日 至 平成21年11月25日
１．有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券 個別法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額(但し、売気配相場は使用しない)、または価格情報会社の提供する価額等で評価しております。	国債証券 同左
２．デリバティブ等の評価基準及び評価方法	(１)為替予約 為替予約の評価は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。 (２)先物取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、原則として、計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場によっております。	(１)為替予約 同左 (２)先物取引 同左
３．その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)第60条、61条に基づいて、外貨建取引の記録、及び外貨の売買を処理しております。	外貨建取引等の処理基準 同左

(貸借対照表に関する注記)

区分	(平成21年５月25日現在)	(平成21年11月25日現在)
１．元本の推移		

期首相当日現在元本額 期中追加設定元本額 期中一部解約元本額	106,330,592,417円 1,583,222,626円 7,719,465,691円	100,194,349,352円 3,381,168,042円 8,345,369,653円
元本の内訳		
ピクテ・ユーロ最高格付国債ファンド(毎月決算型)	274,475,877円	251,089,268円
ピクテ・ユーロ最高格付国債ファンド(３ヵ月決算型)	5,261,181,628円	4,703,042,359円
ピクテ・ユーロ最高格付国債インカム・ファンド(毎月決算型)	74,371,120,369円	67,953,848,256円
ピクテ・ユーロ最高格付国債インカム・ファンド(ＳＭＡ専用)	99,267,574円	109,772,042円
ピクテ・ユーロ・セレクト・インカム(適格機関投資家専用)	20,188,303,904円	22,212,395,816円
合計	100,194,349,352円	95,230,147,741円
２．本報告書における開示対象ファンドの計算期間末日における受益権の総数	100,194,349,352口	95,230,147,741口

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

(平成21年５月25日現在)

種類	貸借対照表計上額
国債証券	136,692,250,983円
合計	136,692,250,983円

(平成21年11月25日現在)

種類	貸借対照表計上額
国債証券	136,402,026,741円
合計	136,402,026,741円

(デリバティブ取引等に関する注記)

Ｉ　取引の状況に関する事項

区分	自　平成20年11月26日 至　平成21年５月25日	自　平成21年５月26日 至　平成21年11月25日
１．取引の内容	ファンドの利用しているデリバティブ取引は、為替予約取引、債券先物取引及び金利先物取引であります。	ファンドの利用しているデリバティブ取引は、為替予約取引及び債券先物取引であります。
２．取引に対する取組方針	為替予約取引は、ユーロ建有価証券等の買付代金の支払い及び保有するユーロ建有価証券等の売却代金、償還金、利金等の受取りのため行っています。 債券先物取引及び金利先物取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するために行い、投機的な取引は行わない方針であります。	為替予約取引は、ユーロ建有価証券等の買付代金の支払い及び保有するユーロ建有価証券等の売却代金、償還金、利金等の受取りのため行っています。 債券先物取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するために行い、投機的な取引は行わない方針であります。
３．取引の利用目的	為替予約取引は、ユーロ建有価証券等の買付代金の支払い及び保有するユーロ建有価証券等の売却代金、償還金、利金等の受取りのため行っています。 債券先物取引及び金利先物取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、安定的な利益の確保を図る目的で利用します。	為替予約取引は、ユーロ建有価証券等の買付代金の支払い及び保有するユーロ建有価証券等の売却代金、償還金、利金等の受取りのため行っています。 債券先物取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、安定的な利益の確保を図る目的で利用します。

４．取引に係るリスクの内容	ファンドの利用しているデリバティブ取引に係るリスクとしては、金利、為替などの市場価格が変動することによって発生するマーケットリスク及び取引相手先が契約を履行できなくなる場合、すなわちデフォルト状態となった時に発生する取引先リスクがあります。	同左
５．取引に係るリスク管理体制	デリバティブ取引の管理・執行については、信託約款、法令等及び取引権限・取引限度額等を定めた社内ルールに従い、管理はコンプライアンス部門が、執行は担当者が運用部の承認を得て行っております。	デリバティブ取引の管理・執行については、信託約款、法令等及び取引権限・取引限度額等を定めた社内ルールに従い、管理は法務コンプライアンス部門が、執行は担当者が資産運用部の承認を得て行っております。
６．取引の時価等に関する事項についての補足説明	取引の時価等に関する事項についての契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額、または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。	同左

Ⅱ 取引の時価等に関する事項

（１）通貨関連

(平成21年５月25日現在)

該当事項はありません。

(平成21年11月25日現在)

区分	種類	契約額等(円)	うち１年超	時価(円)	評価損益(円)
市場取引以外の取引	為替予約取引 売建 ユーロ	133,115,172	―	132,924,418	190,754
合計		133,115,172	―	132,924,418	190,754

(注)時価の算定方法

・為替予約取引

１．計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

（１）計算期間末日において予約為替の受渡日(以下、当該日という。)の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該予約為替は当該対顧客先物相場の仲値により評価しております。

（２）計算期間末日において当該日の対顧客先物相場が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

① 計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている対顧客先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値を元に算出したレートにより評価しております。

② 計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値により評価しております。

２．計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客相場の仲値により評価しております。

（２）債券関連

(平成21年５月25日現在)

区分	種類	契約額等(円)	うち１年超	時価(円)	評価損益(円)
市場取引	債券先物取引 買建 売建	29,314,592,107 4,086,911,072	― ―	28,448,125,372 4,080,812,526	△866,466,735 6,098,546
合計		33,401,503,179	―	32,528,937,898	△860,368,189

(平成21年11月25日現在)

区分	種類	契約額等(円)		時価(円)	評価損益(円)
			うち１年超		
市場取引	債券先物取引 買建	40,404,954,790	—	40,783,317,328	378,362,538
合計		40,404,954,790	—	40,783,317,328	378,362,538

(注)時価の算定方法
・先物取引
１．債券先物取引の時価については、以下のように評価しております。
原則として計算期間末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。このような時価が発表されていない場合には、計算期間末日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。
２．債券先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。
３．契約額等には手数料相当額を含んでおりません。

(関連当事者との取引に関する注記)
該当事項はありません。

(一口当たり情報に関する注記)

区分	(平成21年５月25日現在)	(平成21年11月25日現在)
一口当たり純資産額 (一万口当たり純資産額)	1.4605円 (14,605円)	1.5177円 (15,177円)

(重要な後発事象に関する注記)
該当事項はありません。

(３)附属明細表
第１ 有価証券明細表
① 株式
該当事項はありません。

② 株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価金額	備考
国債証券	ユーロ	5.375% DEUTSCHLAND REP 2010/01/04	42,325,000	42,546,783.00	
		5.5% FRANCE O.A.T. 2010/04/25	40,000,000	40,811,200.00	
		5.75% FINNISH GOVT 2011/02/23	40,000,000	42,361,200.00	
		6% DEUTSCHLAND REP 2016/06/20	80,000,000	95,527,200.00	
		6.5% DEUTSCHLAND 2027/07/04	10,450,000	13,740,705.00	
		6.5% FRANCE O.A.T 2011/04/25	141,918,000	152,702,348.82	
		7.5% NETHERLANDS GOVT 2023/01/15	40,000,000	55,045,200.00	
		7.5% NETHERLANDS GOVT 2010/04/15	99,100,000	101,720,204.00	
		8.5% FRANCE O.A.T 2023/04/25	117,750,000	174,805,762.50	
		8.5% FRANCE O.A.T. 2019/10/25	45,000,000	64,049,400.00	
		8.5% FRANCE O.A.T. 2012/12/26	206,080,000	246,605,632.00	
		通貨小計 (邦貨換算) 銘柄数	862,623,000 11銘柄	1,029,915,635.32 (136,402,026,741)	
合計		〔うち外国証券〕 銘柄数	 11銘柄	136,402,026,741 〔136,402,026,741〕	

(注)
１．各通貨毎の小計欄における( )内の金額は、邦貨換算額であります。
２．合計欄における〔 〕内の金額は、外貨建有価証券の邦貨換算の合計額であり内数で表示してあります。
３．外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入債券時価比率	合計額に対する比率
ユーロ	国債証券　11銘柄	100.0%	100.0%

第２　信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３　デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表(デリバティブ取引等に関する注記)」に記載しております。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】(平成21年12月末日現在)

Ⅰ 資産総額	160,500,534円
Ⅱ 負債総額	162,343円
Ⅲ 純資産総額(Ⅰ－Ⅱ)	160,338,191円
Ⅳ 発行済数量	169,634,401口
Ⅴ １万口当たり純資産額(Ⅲ／Ⅳ)	9,452円

(参考)ピクテ・ユーロ最高格付国債ファンド・マザーファンド

Ⅰ 資産総額	142,255,165,528円
Ⅱ 負債総額	286,475,640円
Ⅲ 純資産総額(Ⅰ－Ⅱ)	141,968,689,888円
Ⅳ 発行済数量	93,961,923,789口
Ⅴ １万口当たり純資産額(Ⅲ／Ⅳ)	15,109円

第５【設定及び解約の実績】

下記計算期間の日本国内における設定総額・解約総額は次の通りです。

	設定総額(元本)	解約総額(元本)
第１期	179,308,085	―
第２期	26,295,165	1,000,000
第３期	10,890,385	23,006,839
第４期	715,106	53,256,543
第５期	22,542,638	5,502,147
第６期	20,833,986	3,388,265

(注)設定総額には、当初募集総額を含みます。

第四部【特別情報】

第１【委託会社等の概況】

１【委託会社等の概況】

(１)資本金の額

平成22年１月末日現在：２億円
委託会社が発行する株式の総数：10,000株
発行済株式総数：800株
最近５年間における資本金の額の増減はありません。

(２)委託会社の機構

ａ 経営の意思決定機構

定款に基づき、３名以上の取締役が株主総会において選任され、会社を運営します。議決権を行使することができる株主の議決権の過半数にあたる議決権を有する株主が出席した株主総会において、取締役を選任します。

ｂ 投資運用の意思決定機構

投資運用の意思決定機構である投資政策委員会において、運用政策の基本方針の審議ないし決定が行われます。
投資政策委員会は、常勤取締役、チーフインベストメントオフィサー、ポートフォリオマネージャーその他社長が指名する者をもって構成します。投資政策委員会は月１回開催されますが、必要に応じて臨時の投資政策委員会が随時招集されます。
また、投資方針ならびに投資制限条項との関連での妥当性等を分析、管理する機関として投資管理委員会を設置しています。

２【事業の内容及び営業の概況】

投資信託及び投資法人に関する法律に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに金融商品取引法に定める金融商品取引業者としてその運用(投資運用業)を行っています。また金融商品取引法に定める投資助言・代理業を行っています。
平成22年１月末日現在、委託会社が運用を行っている証券投資信託は次の通りです。(ただし、マザーファンドを除きます。)

種類※			本数	純資産総額(円)
追加型投信	国内	株式	6	36,522,355,631
		債券	1	28,368,123
	海外	株式	10	34,544,138,522
		債券	10	213,045,189,986
	内外	株式	9	1,160,384,427,418
		債券	1	351,521,645
		資産複合	8	140,495,704,091
合計			45	1,585,371,705,416

※種類は、社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づく商品分類です。

3【委託会社等の経理状況】

（１）当社の財務諸表は、第23期事業年度(平成19年４月１日から平成20年３月31日まで)については、改正前の「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という。)並びに同規則第２条の規定に基づき、改正前の「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年内閣府令第52号)に基づいて作成しております。
なお、第24期事業年度(平成20年４月１日から平成21年３月31日まで)については、改正後の財務諸表等規則並びに同規則第２条の規定に基づき、改正前の「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年内閣府令第52号)に基づいて作成しております。
当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号)並びに同規則第38条及び第57条の規定に基づき、改正後の「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年内閣府令第52号)に基づいて作成しております。

（２）当社は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、第23期事業年度(平成19年４月１日から平成20年３月31日まで)及び第24期事業年度(平成20年４月１日から平成21年３月31日まで)の財務諸表について、あらた監査法人の監査を受けております。
また、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、第25期事業年度の中間会計期間(平成21年４月１日から平成21年９月30日まで)の中間財務諸表について、あらた監査法人の中間監査を受けております。

(１)【貸借対照表】

		第23期 (平成20年３月31日現在)			第24期 (平成21年３月31日現在)		
資 産 の 部							
区 分	注記番号	内 訳	金 額	構成比	内 訳	金 額	構成比
		千円	千円	%	千円	千円	%
流 動 資 産							
現金・預金			10,916,637			7,278,909	
有価証券			-			1,006,110	
前払費用			48,560			58,948	
未収入金			523			-	
未収委託者報酬			2,332,200			1,240,812	
未収収益			445,653			193,196	
未収還付消費税			-			130,545	
繰延税金資産			255,860			40,999	
そ の 他			17,016			33,727	
流 動 資 産 計			14,016,454	93.9		9,983,251	88.2
固 定 資 産							
有形固定資産			183,058	1.2		292,273	2.6
建物付属設備	※１	99,297			177,294		
器具備品	※１	83,760			114,979		
無形固定資産			59,326	0.4		270,913	2.4
ソフトウェア		48,992			135,188		
ソフトウェア仮勘定		-			134,892		
そ の 他		10,334			831		
投資その他の資産			665,245	4.5		767,887	6.7
投資有価証券		1,105			887		
長期前払費用		17,418			23,096		
長期差入保証金		124,833			211,534		
敷 金		49,424			-		
繰延税金資産		472,464			532,369		
固 定 資 産 計			907,631	6.1		1,331,074	11.7
資 産 合 計			14,924,085	100.0		11,314,325	100.0

		第23期 (平成20年３月31日現在)	第24期 (平成21年３月31日現在)
負 債 の 部			

区 分	注記番号	内 訳	金 額	構成比	内 訳	金 額	構成比
		千円	千円	%	千円	千円	%
流 動 負 債							
預 り 金			198,004			125,710	
未 払 金			1,899,790			1,251,904	
未払手数料		1,239,881			684,048		
その他未払金		659,910			567,856		
未払法人税等			2,701,564			75,813	
未払消費税			330,134			-	
賞与引当金			124,830			78,436	
役員賞与引当金			38,820			32,854	
流 動 負 債 計			5,293,144	35.5		1,564,720	13.8
固 定 負 債							
退職給付引当金			454,641			543,720	
役員退職慰労引当金			706,495			764,632	
固 定 負 債 計			1,161,137	7.8		1,308,353	11.5
負 債 合 計			6,454,281	43.3		2,873,074	25.7
純 資 産 の 部							
区 分	注記番号	内 訳	金 額	構成比	内 訳	金 額	構成比
		千円	千円	%	千円	千円	%
株 主 資 本							
資 本 金			200,000	1.3		200,000	1.8
利益剰余金			8,269,800	55.4		8,241,338	72.5
利益準備金		40,000			50,000		
その他利益剰余金		8,229,800			8,191,338		
繰越利益剰余金		8,229,800			8,191,338		
評価・換算差額等							
その他有価証券評価差額金			2	0.0		△87	0.0
純 資 産 合 計			8,469,803	56.7		8,441,251	74.3
負 債・純 資 産 合 計			14,924,085	100.0		11,314,325	100.0

（2）【損益計算書】

		第23期 自 平成19年４月１日 至 平成20年３月31日			第24期 自 平成20年４月１日 至 平成21年３月31日		
区 分	注記番号	内 訳	金 額	構成比	内 訳	金 額	構成比

				千円	千円	%	千円	千円	%
経常損益の部	営業損益の部	営業収益							
		委託者報酬			33,974,650			23,817,985	
		その他営業収益			1,684,678			928,019	
		営業収益計			35,659,329	100.0		24,746,004	100.0
		営業費用							
		支払手数料			20,964,032			14,621,069	
		広告宣伝費			176,032			178,803	
		調査費			2,117,955			1,512,226	
		調査費		55,270			68,487		
		委託調査費		2,062,685			1,443,738		
		委託計算費			210,905			210,679	
		営業雑経費			414,374			385,419	
		通信費		32,951			31,173		
		印刷費		352,262			315,648		
		諸会費		16,862			25,043		
		図書費		2,174			2,533		
		諸経費		10,122			11,019		
		営業費用計			23,883,299	67.0		16,908,198	68.3
		一般管理費							
		給料			1,987,451			1,712,248	
		役員報酬		96,588			67,495		
		給料・手当		1,050,733			1,257,155		
		役員賞与		-			43,076		
		賞与		118,516			30,153		
		賞与引当金繰入		499,971			217,448		
		役員賞与引当金繰入		221,641			96,918		
		旅費交通費			94,853			94,273	
		租税公課			69,454			36,396	
		不動産賃借料			180,227			245,131	
		退職給付費用			124,291			83,703	
		役員退職慰労引当金繰入			323,969			25,039	
		固定資産減価償却費			60,912			93,926	
		消耗器具備品費			18,711			20,350	
		人材採用費			73,437			24,833	
		修繕維持費			21,346			41,245	
		諸経費			177,198			240,301	
		一般管理費計			3,131,855	8.8		2,617,452	10.6
	営業利益				8,644,173	24.2		5,220,354	21.1
	営業外損益の部	営業外収益							
		有価証券利息			-			3,025	
		受取利息			14,775			22,891	
		その他			1,486			4,123	
		営業外収益計			16,261	0.0		30,040	0.1
		営業外費用							
		支払手数料			14,402			19,250	
		その他			347			8,078	
		営業外費用計			14,749	0.0		27,329	0.1
経常利益					8,645,685	24.2		5,223,065	21.1
特別損益の部	特別利益								
		投資有価証券売却益			644			88	
	特別利益計				644	0.0		88	0.0
	特別損失								
		前期損益修正損	※1		-			64,445	
		固定資産除却損	※2		429			30,278	
		ソフト開発中止損			-			1,116	
	特別損失計				429	0.0		95,839	0.4
税引前当期純利益					8,645,900	24.2		5,127,314	20.7
法人税、住民税及び事業税					3,868,639	10.8		2,000,757	8.1
法人税等調整額					△255,294	△0.8		155,019	0.6

当 期 純 利 益			5,032,555	14.1		2,971,538	12.0

（３）【株主資本等変動計算書】

（単位：千円）

	第23期事業年度 （自 平成19年４月１日 至 平成20年３月31日）	第24期事業年度 （自 平成20年４月１日 至 平成21年３月31日）
株主資本		
資本金		
前期末残高	200,000	200,000
当期変動額		
新株の発行	―	―
当期変動額合計	―	―
当期末残高	200,000	200,000
利益剰余金		
利益準備金		
前期末残高	―	40,000
当期変動額		
利益準備金積立	40,000	10,000
当期変動額合計	40,000	10,000
当期末残高	40,000	50,000
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		
前期末残高	3,637,245	8,229,800
当期変動額		
利益準備金積立	△40,000	△10,000
剰余金の配当	△400,000	△3,000,000
当期純利益	5,032,555	2,971,538
当期変動額合計	4,592,555	△38,462
当期末残高	8,229,800	8,191,338
利益剰余金合計		
前期末残高	3,637,245	8,269,800
当期変動額		
剰余金の配当	△400,000	△3,000,000
当期純利益	5,032,555	2,971,538
当期変動額合計	4,632,555	△28,462
当期末残高	8,269,800	8,241,338
株主資本合計		
前期末残高	3,837,245	8,469,800
当期変動額		
剰余金の配当	△400,000	△3,000,000
当期純利益	5,032,555	2,971,538
当期変動額合計	4,632,555	△28,462
当期末残高	8,469,800	8,441,338
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
前期末残高	△39	2
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	41	△90

当期変動額合計	41	△90
当期末残高	2	△87

評価・換算差額等合計		
前期末残高	△39	2
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	41	△90
当期変動額合計	41	△90
当期末残高	2	△87

純資産合計		
前期末残高	3,837,205	8,469,803
当期変動額		
剰余金の配当	△400,000	△3,000,000
当期純利益	5,032,555	2,971,538
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	41	△90
当期変動額合計	4,632,596	△28,552
当期末残高	8,469,803	8,441,251

重要な会計方針

区分	第23期 自 平成19年４月１日 至 平成20年３月31日	第24期 自 平成20年４月１日 至 平成21年３月31日
１．有価証券の評価基準及び評価方法	(１)満期保有目的の債券 ―――	(１)満期保有目的の債券 償却原価法(定額法)を採用しております。
	(２)その他有価証券 時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。	(２)その他有価証券 同左
２．固定資産の減価償却の方法	(１)有形固定資産 定率法により償却しております。	(１)有形固定資産(リース資産を除く) 同左
	(会計方針の変更) 法人税法の改正に伴い、当事業年度より、平成19年４月１日以降に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。当該変更による営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益に与える影響は軽微であります。	―――
	(追加情報) 法人税法改正に伴い、平成19年３月31日以前に取得した資産については、改正前の法人税法に基づく減価償却の方法の適用により取得価額の５％に到達した事業年度の翌事業年度より、取得価額の５％相当額と備忘価額との差額を５年間にわたり均等償却し、減価償却費に含めて計上しております。 当該変更による営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益に与える影響は軽微であります。	―――

	(２)無形固定資産 定額法により償却しております。 なお、自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間(５年)に基づく定額法により償却しております。	(２)無形固定資産(リース資産を除く) 同左
３．引当金の計上基準	(１)貸倒引当金 債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により算出した額を計上しております。貸倒懸念債権等はありません。	(１)貸倒引当金 同左
	(２)賞与引当金 従業員に支給する賞与の支払いに充てるため、支出見込額の当期負担分を計上しております。	(２)賞与引当金 同左
	(３)役員賞与引当金 役員に支給する賞与の支払いに充てるため、支出見込額の当期負担分を計上しております。	(３)役員賞与引当金 同左
	(４)退職給付引当金 従業員の退職金支給に充てるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。 なお、当社は従業員300人未満の企業に該当することから、簡便法を採用し、退職一時金制度について退職給付に係る期末要支給額を退職給付債務とする方法によっております。	(４)退職給付引当金 同左
	(５)役員退職慰労引当金 役員退職慰労金の支出に備えて、当社内規に基づき、当事業年度末要支給額を計上しております。	(５)役員退職慰労引当金 同左
４．その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	(１)消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。	(１)消費税等の会計処理 同左

表示方法の変更

第23期 自 平成19年４月１日 至 平成20年３月31日	第24期 自 平成20年４月１日 至 平成21年３月31日
(貸借対照表) 「金融商品取引業に関する内閣府令」(平成19年内閣府令第52号)の別紙様式に基づき、前事業年度において「現金」及び「預金」として掲記されていたものは、当事業年度より「現金・預金」と表示しております。	(貸借対照表) １．前期まで区分掲記しておりました「未収入金」(当期421千円)は、資産の総額の100分の１以下となったため、流動資産の「その他」に含めて表示することにしました。 ２．前期まで固定資産の「その他」に含めて表示しておりました「ソフトウェア仮勘定」は、当期において、資産の総額の100分の１を超えたため区分掲記しました。 なお、前期末の「ソフトウェア仮勘定」は9,502千円であります。 ３．前期まで区分掲記しておりました「敷金」(当期103,795千円)は、明瞭性の観点から「長期差入保証金」に含めて表示することにしました。
(損益計算書) 「金融商品取引業に関する内閣府令」(平成19年内閣府令第52号)の別紙様式に基づき、前事業年度において「法人税等」として掲記されていたものは、当事業年度より「法人税、住民税及び事業税」と表示しております。	(損益計算書) ―――

注記事項

(貸借対照表関係)

第23期 平成20年３月31日現在	第24期 平成21年３月31日現在
※１　有形固定資産の減価償却累計額 建物付属設備　31,201千円 器具備品　80,221千円	※１　有形固定資産の減価償却累計額 建物付属設備　48,469千円 器具備品　123,892千円

(損益計算書関係)

第23期 自　平成19年４月１日 至　平成20年３月31日	第24期 自　平成20年４月１日 至　平成21年３月31日
※１ ―――	※１　前期損益修正損は、過年度退職給付費用31,347千円及び過年度役員退職慰労引当金繰入額33,097千円であります。
※２　固定資産除却損は次のとおりであります。 器具備品　429千円	※２　固定資産除却損は次のとおりであります。 建物付属設備　25,793千円 器具備品　4,484千円

(株主資本等変動計算書関係)

第23期(自　平成19年４月１日　至　平成20年３月31日)

１．発行済株式の種類及び総数に関する事項

	第22期事業年度末株式数(株)	第23期事業年度増加株式数(株)	第23期事業年度減少株式数(株)	第23期事業年度末株式数(株)
発行済株式				
普通株式	800	-	-	800
合計	800	-	-	800

２．配当に関する事項

(１)配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当の総額(千円)	配当の原資	１株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成19年６月22日定時株主総会	普通株式	400,000	利益剰余金	500,000	平成19年３月31日	平成19年６月25日

(２)基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

次のとおり決議を予定しております。

(決議)	株式の種類	配当の総額(千円)	配当の原資	１株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成20年６月25日定時株主総会	普通株式	3,000,000	利益剰余金	3,750,000	平成20年３月31日	平成20年６月26日

第24期(自　平成20年４月１日　至　平成21年３月31日)

１．発行済株式の種類及び総数に関する事項

	第23期事業年度末株式数(株)	第24期事業年度増加株式数(株)	第24期事業年度減少株式数(株)	第24期事業年度末株式数(株)
発行済株式				
普通株式	800	-	-	800
合計	800	-	-	800

２．配当に関する事項

(１)配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当の総額(千円)	配当の原資	１株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日

平成20年６月25日 定時株主総会	普通株式	3,000,000	利益剰余金	3,750,000	平成20年３月31日	平成20年６月26日

(２)基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの
次のとおり決議を予定しております。

(決議)	株式の種類	配当の総額 (千円)	配当の原資	１株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成21年６月25日 定時株主総会	普通株式	2,000,000	利益剰余金	2,500,000	平成21年３月31日	平成21年６月26日

(リース取引関係)
第23期(自　平成19年４月１日　至　平成20年３月31日)
当社は、重要なリース取引を行っておりませんので、該当事項はありません。
第24期(自　平成20年４月１日　至　平成21年３月31日)
当社は、重要なリース取引を行っておりませんので、該当事項はありません。

(有価証券関係)
第23期(平成20年３月31日現在)
１．その他有価証券で時価のあるもの

区分	種類	取得原価 (千円)	貸借対照表計上額 (千円)	差額(千円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	投資信託受益証券	100	133	33
	小計	100	133	33
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	投資信託受益証券	1,000	971	△28
	小計	1,000	971	△28
合計		1,100	1,105	5

２．当事業年度中に売却したその他有価証券(自　平成19年４月１日　至　平成20年３月31日)

売却額(千円)	売却益の合計(千円)	売却損の合計(千円)
6,644	644	-

第24期(平成21年３月31日現在)
１．満期保有目的の債券で時価のあるもの

区分	種類	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額(千円)
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国債	1,006,110	1,007,603	1,493
	小計	1,006,110	1,007,603	1,493
合計		1,006,110	1,007,603	1,493

２．その他有価証券で時価のあるもの

区分	種類	取得原価 (千円)	貸借対照表計上額 (千円)	差額(千円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	投資信託受益証券	1,035	887	△148
	小計	1,035	887	△148
合計		1,035	887	△148

３．当事業年度中に売却したその他有価証券(自　平成20年４月１日　至　平成21年３月31日)

売却額(千円)	売却益の合計(千円)	売却損の合計(千円)
1,188	88	-

４．満期保有目的の債券の今後の償還予定額

区分	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超 (千円)
１．債券				
国債	1,000,000	-	-	-
合計	1,000,000	-	-	-

(デリバティブ取引関係)
第23期(自 平成19年４月１日 至 平成20年３月31日)
当社は、デリバティブ取引を行っておりませんので、該当事項はありません。
第24期(自 平成20年４月１日 至 平成21年３月31日)
当社は、デリバティブ取引を行っておりませんので、該当事項はありません。

(退職給付関係)

区分	第23期 (平成20年３月31日現在)	第24期 (平成21年３月31日現在)
１．採用している退職給付制度の概要	当社は確定給付型の制度として、退職一時金制度を採用しております。	同左
２．退職給付債務の額	454,641千円	543,720千円
退職給付引当金の額	454,641千円	543,720千円
３．(１)退職給付費用	124,291千円	83,703千円
(２)過年度退職給付費用	-	31,347千円

(税効果会計関係)
１．繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

区分	第23期 (平成20年３月31日)	第24期 (平成21年３月31日)
繰延税金資産		
退職給付引当金損金算入限度超過額	472,466千円	532,369千円
未払事業税否認	201,467千円	6,663千円
賞与引当金損金算入限度超過額	50,793千円	31,915千円
その他	3,599千円	2,421千円
繰延税金資産小計	728,327千円	573,368千円
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額	2千円	-
繰延税金負債小計	2千円	-
繰延税金資産合計(純額)	728,325千円	573,368千円

２．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

第23期 (平成20年３月31日)	第24期 (平成21年３月31日)
法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異が法定実効税率の100分の５以下であるため注記を省略しております。	同左

(関連当事者との取引関係)
第23期(自 平成19年４月１日 至 平成20年３月31日)
(１)兄弟会社等

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の被所有割合	関係内容		取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
						役員の兼任等	事業上の関係				

親会社の子会社	ピクテ アセット マネージメント エスエー	スイス, ジュネーブ	CHF10,000,000	資産運用会社	－	－	投資運用の受託契約	運用手数料の受取(注１)	101,411	未収収益	21,208
							投資運用の委託契約	運用手数料の支払(注１)	1,263,820	未払金	300,475
親会社の子会社	ピクテ アセット マネージメント リミテッド	英国, ロンドン	£959,789	資産運用会社	－	兼任１名	投資運用の受託契約	運用手数料の受取(注１)	89,965	未収収益	41,340
							投資運用の委託契約	運用手数料の支払(注１)	798,865	未払金	171,385
親会社の子会社	ピクテ アンド シー (ヨーロッパ) エスエー	ルクセンブルグ	CHF50,000,000	銀行	－	－	投資運用の受託契約	運用手数料の受取(注１)	148,662	未収収益	5,166

取引条件及び取引条件の決定方針等
(注１)運用手数料の収受・支払いについては、ファンド毎の契約運用資産に一定比率を乗じて決定しております。

第24期(自 平成20年４月１日 至 平成21年３月31日)
(追加情報)
当事業年度より、「関連当事者の開示に関する会計基準」(企業会計基準第11号 平成18年10月17日)及び「関連当事者の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第13号 平成18年10月17日)を適用しております。
なお、これによる開示対象範囲の変更はありません。

１．関連当事者との取引
(１)財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の被所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
同一の親会社を持つ会社	ピクテ アセット マネージメント エスエー	スイス, ジュネーブ	CHF10,000,000	資産運用会社	－	投資運用の受託・委託契約	運用手数料の受取(注１)	60,553	未収収益	33,279
							運用手数料の支払(注１)	922,254	未払金	169,960
同一の親会社を持つ会社	ピクテ アセット マネージメント リミテッド	英国, ロンドン	£959,789	資産運用会社	－	投資運用の受託・委託契約役員の兼任	運用手数料の受取(注１)	40,623	未収収益	8,557
							運用手数料の支払(注１)	521,484	未払金	96,554
同一の親会社を持つ会社	ピクテ アンド シー (ヨーロッパ) エスエー	ルクセンブルグ	CHF50,000,000	銀行	－	投資運用の受託契約 現金の預入	運用手数料の受取(注１)	21,250	未収収益	5,053
							現金の預入(注２)	3,010,255	現金・預金	3,010,255

取引条件及び取引条件の決定方針等
(注１)運用手数料の収受・支払いについては、ファンド毎の契約運用資産に一定比率を乗じて決定しております。
(注２)現金の預入については、一般の取引条件と同様に決定しております。

２．親会社又は重要な関連会社に関する注記
(１)親会社情報
ピクテ アンド シー(非上場)
ピクテ アジア プライベート リミテッド(非上場)

(２)重要な関連会社の要約財務情報

重要な関連会社はありません。

(１株当たり情報)

第23期事業年度 自 平成19年４月１日 至 平成20年３月31日		第24期事業年度 自 平成20年４月１日 至 平成21年３月31日	
１株当たり純資産額	10,587,254円20銭	１株当たり純資産額	10,551,564円 9銭
１株当たり当期純利益	6,290,694円11銭	１株当たり当期純利益	3,714,423円12銭
損益計算書上当期純利益	5,032,555千円	損益計算書上当期純利益	2,971,538千円
１株当たり当期純利益の算定に用いられた当期純利益	5,032,555千円	１株当たり当期純利益の算定に用いられた当期純利益	2,971,538千円
差額	―	差額	―
期中平均株式数		期中平均株式数	
普通株式	800株	普通株式	800株
なお、潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額については、新株予約権付社債等潜在株式がないため記載しておりません。		なお、潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額については、新株予約権付社債等潜在株式がないため記載しておりません。	

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

中間財務諸表

(１)中間貸借対照表

		第25期中間会計期間末 (平成21年９月30日現在)
資 産 の 部		
区 分	注記番号	金 額
(資産の部)		千円
流 動 資 産		
現金・預金		7,655,519
未収委託者報酬		1,424,574
未収収益		269,233
繰延税金資産		166,154
そ の 他		92,551
流 動 資 産 計		9,608,033
固 定 資 産		
有形固定資産	※１	283,520
無形固定資産		280,134
投資その他の資産		
繰延税金資産		527,380
そ の 他		231,589
固 定 資 産 計		1,322,624
資 産 合 計		10,930,657

		第25期中間会計期間末 (平成21年９月30日現在)
負 債 の 部		
区 分	注記番号	金 額
(負債の部)		千円
流 動 負 債		
未 払 金		1,164,412
未払法人税等		781,420

賞与引当金		229,188
役員賞与引当金		102,550
そ の 他	※２	53,774
流 動 負 債 計		2,331,347
固 定 負 債		
退職給付引当金		537,838
役員退職慰労引当金		758,574
固 定 負 債 計		1,296,412
負 債 合 計		3,627,759
純 資 産 の 部		
区 分	注記番号	金 額
(純資産の部)		千円
株 主 資 本		
資 本 金		200,000
利益剰余金		
利益準備金		50,000
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		7,052,897
利益剰余金合計		7,102,897
株 主 資 本 合 計		7,302,897
純 資 産 合 計		7,302,897
負 債・純 資 産 合 計		10,930,657

(２)中間損益計算書

		第25期中間会計期間 自 平成21年４月１日 至 平成21年９月30日
区 分	注記番号	金 額
		千円
営 業 収 益		
委託者報酬		9,010,954
その他営業収益		360,469
営 業 収 益 計		9,371,424
営業費用及び一般管理費	※１	7,861,146
営業利益		1,510,278
営業外収益	※２	8,364
営業外費用	※３	8,158
経常利益		1,510,483
特別損失	※４	3,538
税引前中間純利益		1,506,945
法人税、住民税及び事業税		765,612
法人税等調整額		△120,226
中間純利益		861,558

(３)中間株主資本等変動計算書

(単位:千円)

	第25期中間会計期間 (自 平成21年４月１日 至 平成21年９月30日)
株主資本	
資本金	

前期末残高	200,000
当中間期変動額	
新株の発行	－
当中間期変動額合計	－
当中間期末残高	200,000
利益剰余金	
利益準備金	
前期末残高	50,000
当中間期変動額	
利益準備金積立	－
当中間期変動額合計	－
当中間期末残高	50,000
その他利益剰余金	
繰越利益剰余金	
前期末残高	8,191,338
当中間期変動額	
剰余金の配当	△2,000,000
中間純利益	861,558
当中間期変動額合計	△1,138,442
当中間期末残高	7,052,897
利益剰余金合計	
前期末残高	8,241,338
当中間期変動額	
剰余金の配当	△2,000,000
中間純利益	861,558
当中間期変動額合計	△1,138,442
当中間期末残高	7,102,897
株主資本合計	
前期末残高	8,441,338
当中間期変動額	
剰余金の配当	△2,000,000
中間純利益	861,558
当中間期変動額合計	△1,138,442
当中間期末残高	7,302,897
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	
前期末残高	△87
当中間期変動額	
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	87
当中間期変動額合計	87
当中間期末残高	－
評価・換算差額等残高	
前期末残高	△87
当中間期変動額	
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	87
当中間期変動額合計	87

当中間期末残高	―

純資産合計

前期末残高	8,441,251
当中間期変動額	
剰余金の配当	△2,000,000
中間純利益	861,558
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	87
当中間期変動額合計	△1,138,355
当中間期末残高	7,302,897

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

区分	第25期中間会計期間 自 平成21年４月１日 至 平成21年９月30日
１．資産の評価基準及び評価方法	有価証券 (１)満期保有目的の債券 償却原価法(定額法)を採用しております。 (２)その他有価証券 時価のあるもの 中間決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。
２．固定資産の減価償却の方法	(１)有形固定資産(リース資産を除く) 定率法により償却しております。 (２)無形固定資産(リース資産を除く) 定額法により償却しております。 なお、自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間(５年)に基づく定額法により償却しております。
３．引当金の計上基準	(１)貸倒引当金 債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により算出した額を計上しております。貸倒懸念債権等はありません。 (２)賞与引当金 従業員に支給する賞与の支払いに充てるため、支出見込額の当中間会計期間負担分を計上しております。 (３)役員賞与引当金 役員に支給する賞与の支払いに充てるため、支出見込額の当中間会計期間負担分を計上しております。 (４)退職給付引当金 従業員の退職金支給に充てるため、当中間会計期間末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。 なお、当社は従業員300人未満の企業に該当することから、簡便法を採用し、退職一時金制度について退職給付に係る当中間会計期間末要支給額を退職給付債務とする方法によっております。 (５)役員退職慰労引当金 役員退職慰労金の支出に備えて、当社内規に基づき、当中間会計期間末要支給額を計上しております。
４．その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項	(１)消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

注記事項

(中間貸借対照表関係)

区分	第25期中間会計期間末 (平成21年９月30日現在)
※１ 有形固定資産の減価償却累計額	213,126千円

※２ 消費税等の取扱い	仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、金額的重要性が乏しいため、流動負債の「その他」に含めて表示しております。

(中間損益計算書関係)

区分	第25期中間会計期間 自 平成21年４月１日 至 平成21年９月30日	
※１ 減価償却実施額	有形固定資産	42,067千円
	無形固定資産	24,626千円
※２ 営業外収益のうち主要なもの	有価証券利息	2,869千円
※３ 営業外費用のうち主要なもの	支払手数料	7,846千円
※４ 特別損失のうち主要なもの	固定資産除却損	3,520千円

(中間株主資本等変動計算書関係)
第25期中間会計期間(自 平成21年４月１日 至 平成21年９月30日)
１．発行済株式の種類及び総数に関する事項

	第24期事業年度末 株式数 (株)	第25期中間会計期間 増加株式数 (株)	第25期中間会計期間 減少株式数 (株)	第25期中間会計期間 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	800	－	－	800
合計	800	－	－	800

２．配当に関する事項
(１)配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当の総額 (千円)	１株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成21年６月25日 定時株主総会	普通株式	2,000,000	2,500,000	平成21年３月31日	平成21年６月26日

(２)基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間後となるもの
次のとおり決議を予定しております。

(決議)	株式の種類	配当の総額 (千円)	配当の原資	１株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成21年12月４日 取締役会	普通株式	2,000,000	利益剰余金	2,500,000	平成21年９月30日	平成21年12月18日

(リース取引関係)
第25期中間会計期間(自 平成21年４月１日 至 平成21年９月30日)
当社は、重要なリース取引を行っておりませんので、該当事項はありません。

(有価証券関係)
第25期中間会計期間末(平成21年９月30日現在)
該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)
第25期中間会計期間(自 平成21年４月１日 至 平成21年９月30日)
当社は、デリバティブ取引を行っておりませんので、該当事項はありません。

(１株当たり情報)

第25期中間会計期間 自 平成21年４月１日 至 平成21年９月30日	
１株当たり純資産額	9,128,622円31銭

１株当たり中間純利益	1,076,948円74銭
中間損益計算書上の中間純利益	861,558千円
１株当たり中間純利益の算定に用いられた普通株式にかかる中間純利益	861,558千円
差額	―
期中平均株式数	
普通株式	800株

なお、潜在株式調整後１株当たり中間純利益金額については、新株予約権付社債等潜在株式がないため記載しておりません。

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

４【利害関係人との取引制限】

委託会社は、金融商品取引法の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

① 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。

② 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。

③ 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等(委 託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。④および⑤において同じ。)または子法人等(委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行うこと。

④ 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

⑤ ③および④に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

５【その他】

(１)定款の変更

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

(２)事業譲渡または事業譲受

委託会社が事業の全部または一部を譲渡しようとするときは、当該期日の一月前までに、その旨を公告するとともに、すべての営業所の公衆の目につきやすい場所に掲示したうえ、遅滞なくその旨を内閣総理大臣に届出ます。

(３)訴訟事件その他の重要事項

委託会社およびファンドに重要な影響を与えた事実および与えると予想される事実はありません。

第２【その他の関係法人の概況】

１【名称、資本金の額及び事業の内容】

(１)受託会社

名称	資本金の額※	事業の内容
中央三井アセット信託銀行株式会社	11,000百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

※平成21年９月末日現在

＜再信託受託会社の概要＞

名称	資本金の額※	事業の内容
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	51,000百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

※平成21年９月末日現在

(再信託の目的)

原信託契約に係る信託事務の一部(信託財産の管理)を原信託受託会社から再信託受託会社へ委託するため、原信託財産の全てを再信託受託会社へ移管することを目的とします。

(２)販売会社

名称	資本金の額※	事業の内容
住友信託銀行株式会社	342,037百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

※平成21年９月末日現在

(注)ＳＭＡ(セパレートリー・マネージド・アカウント)に係る契約に基づいて申込等の取扱を行います。

(３)投資顧問会社

名称	資本金の額※	事業の内容
ピクテ・アセット・マネジメント・エス・エイ	1,000万スイスフラン (852百万円)	スイス籍の法人であり、内外の有価証券等に係る投資顧問業務およびその業務に付随する一切の業務を営んでいます。

※平成22年１月末日現在。スイスフランの円貨換算は、平成22年１月末日現在の株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(１スイスフラン＝85.21円)によります。

２【関係業務の概要】

(１)受託会社

ファンドの受託会社として、信託財産の保管・管理・計算等を行います。

(２)販売会社

ファンドの販売会社として、募集の取扱い、販売、一部解約の実行の請求受付けならびに収益分配金、償還金および一部解約金の支払い等を行います。

(３)投資顧問会社

委託会社より運用指図に係る権限の委託を受けてマザーファンドにおける公社債等の運用指図を行います。

３【資本関係】

(１)受託会社

該当事項はありません。

(２)販売会社

該当事項はありません。

(３)投資顧問会社

委託会社と投資顧問会社の最終的な株主はピクテ・アンド・シーのパートナーです。

第３【その他】

(１)目論見書の表紙にロゴ・マークや図案、キャッチコピーを採用すること、またファンドの形態および社団法人投資信託協会が定める商品分類などの記載をすることがあります。

(２)交付目論見書の表紙に「投資信託説明書(交付目論見書)」、「課税上は株式投資信託として取扱われます。」および「本書は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。」と記載し、表紙の裏面に以下の趣旨の文章を全部または一部記載します。

「金融商品取引法第13条第２項第２号に定める事項に関する内容を記載した目論見書(「請求目論見書」といいます。記載項目等については本文をご参照ください。)は、投資者から請求された場合に交付されます。また、投資者が請求目論見書の交付を請求した場合には、投資者自ら交付請求をしたことを記録しておいてください。」

(３)請求目論見書の表紙に「投資信託説明書(請求目論見書)」、「課税上は株式投資信託として取扱われます。」および「本書は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。」と記載します。

(４)本書「第一部 証券情報」および「第二部 ファンド情報」の主要内容を要約し「ファンドの概要」等として、また、ファンドに係るリスクおよび手数料等に関する事項ならびに当該事項および交付目論見書の内容をよくお読み頂く旨を投資者の皆様にあらかじめご確認いただきたい重要事項のお知らせとして、交付目論見書の冒頭に記載することがあります。

(５)交付目論見書に、ファンドの信託約款を記載します。

(６)交付目論見書および請求目論見書の表紙の裏面に以下の趣旨の文章を記載します。

「ファンドは、実質的に公社債等に投資しますので、ファンドの基準価額は、実質的に組入れている公社債の価格変動等(外国証券には為替変動リスクもあります。)により変動し、下落する場合があります。したがって、投資者の皆様の投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。運用による損益は、すべて投資者の皆様に帰属します。投資信託は預金等ではなく元本および利回りの保証はありません。投資信託は、預金や保険契約と異なり、預金保険機構・保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。登録金融機関でご購入いただいた投資信託は、投資者保護基金の対象とはなりません。」

(７)交付目論見書および請求目論見書において、本書の記載項目の配列を変更して記載することがあります。

独立監査人の監査報告書

平成２２年１月２０日

ピクテ投信投資顧問株式会社
取締役会　御中

あらた監査法人

指定社員
業務執行社員　公認会計士　大畑 茂 ㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているピクテ・ユーロ最高格付国債インカム・ファンド（ＳＭＡ専用）の平成２１年５月２６日から平成２１年１１月２５日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ピクテ・ユーロ最高格付国債インカム・ファンド（ＳＭＡ専用）の平成２１年１１月２５日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

ピクテ投信投資顧問株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）１．上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
２．財務諸表の範囲にはＸＢＲＬデータ自体は含まれていません。

委託会社の監査報告書（24期）へ

独 立 監 査 人 の 監 査 報 告 書

平成２１年６月１７日

ピクテ投信投資顧問株式会社
取 締 役 会　御 中

あ ら た 監 査 法 人

指 定 社 員
業務執行社員　公認会計士　大畑 茂 ㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているピクテ投信投資顧問株式会社の平成２０年４月１日から平成２１年３月３１日までの第２４期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ピクテ投信投資顧問株式会社の平成２１年３月３１日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

※上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

委託会社の監査報告書（25期中間）へ

独立監査人の中間監査報告書

平成２１年１２月１６日

ピクテ投信投資顧問株式会社
取締役会　御中

あらた監査法人

指定社員
業務執行社員　公認会計士　大畑 茂 ㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているピクテ投信投資顧問株式会社の平成２１年４月１日から平成２１年１２月３１日までの第２５期事業年度の中間会計期間（平成２１年４月１日から平成２１年９月３０日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ピクテ投信投資顧問株式会社の平成２１年９月３０日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成２１年４月１日から平成２１年９月３０日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

※上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

委託会社の監査報告書（24期）へ

独 立 監 査 人 の 監 査 報 告 書

平成２１年７月２２日

ピクテ投信投資顧問株式会社
取 締 役 会　御 中

あ ら た 監 査 法 人

指 定 社 員
業務執行社員　公認会計士　大畑 茂 ㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているピクテ・ユーロ最高格付国債インカム・ファンド（ＳＭＡ専用）の平成２０年１１月２６日から平成２１年５月２５日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ピクテ・ユーロ最高格付国債インカム・ファンド（ＳＭＡ専用）の平成２１年５月２５日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

ピクテ投信投資顧問株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）１．上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
２．財務諸表の範囲にはＸＢＲＬデータ自体は含まれていません。

委託会社の監査報告書（23期）へ

独 立 監 査 人 の 監 査 報 告 書

平成２０年６月２３日

ピクテ投信投資顧問株式会社
取 締 役 会　御 中

あ ら た 監 査 法 人

指 定 社 員
業務執行社員　公認会計士　大畑 茂 ㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているピクテ投信投資顧問株式会社の平成１９年４月１日から平成２０年３月３１日までの第２３期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ピクテ投信投資顧問株式会社の平成２０年３月３１日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

※上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。